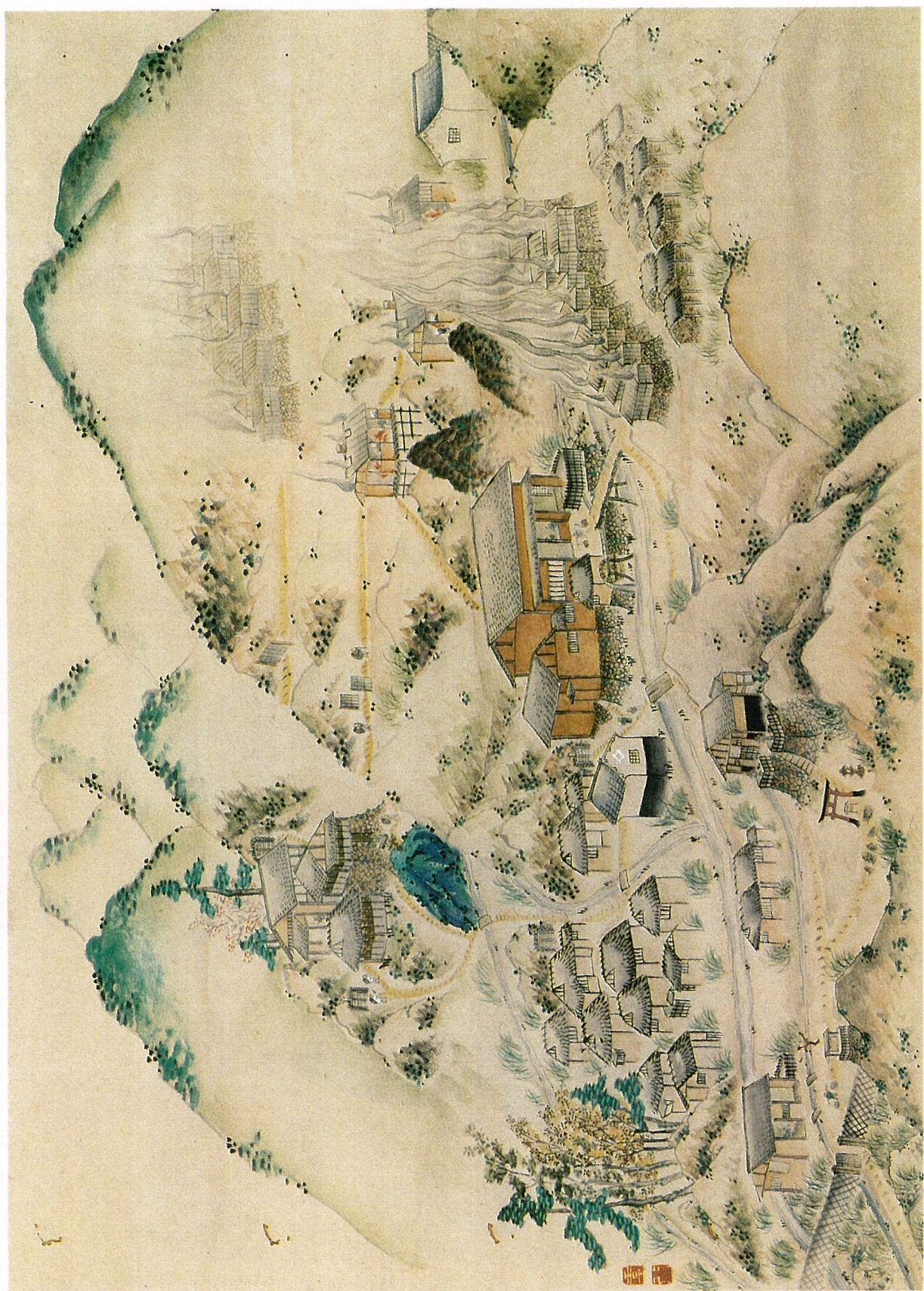


昭和五十七年十一月

住友修史室報

第八号

若狭三光銅山の図





廣瀬義泰画像 (嘉永元年)

江戸浅草米店在勤心得書 (嘉永元年)

目 次

若狭三光銅の大坂廻送と銅座壳上（一）……………小葉田 淳……1

江戸浅草米店（札差店）支配人広瀬義右衛門
義泰について……………末岡照啓……26

後 記……………54

口 絵 若狭三光銅山の図・広瀬義泰画像・江戸浅草米店在勤中心得書

若狭三光銅の大坂廻送と銅座売上（一）

小葉田淳

目次

- 一 まえがき
- 二 住友稼行期の大坂廻銅と銅売上
- 三 秦与兵衛経営下の大坂廻銅と銅売上(以上本号)
- 四 小浜藩直営時代の大坂廻銅と銅売上
- 五 三光銅の大坂廻送と日本海海運

一 まえがき

若狭三光銅山再掘の届書を小浜藩主より老中へ提出し、附札をもつて承知の旨が記された届書が戻ったのが天保十二年（一八四二）六月であつた。大坂の住友家がその稼行を請け負い、支配人与兵衛（秦氏）はじめ役頭の松兵衛、鉛買本役の啓（慶）蔵等が幹部として、八月ごろには操業準備にかかつた。

しかし住友家の直接の稼行は嘉永元年（一八四八）秋までのことで、同年十一月に支配人与兵衛が経営を住友家から

譲渡されて引き受けることになった。しかし与兵衛は安政七年(万延元、一八六〇)正月没して、これを機に銅山は小浜藩の直営つまり御手山稼行となつたようである。これらの三光銅山の稼行推移とその事情については、先年詳論するところがあつた。⁽¹⁾ しかるに近年三光銅の銅座への売上記録、銅座の銅仕切書および銅の山元よりの送り状等が、住友修史室保管の書類中より発見された。そこで「庭帳」に記載された史料を併せ考え、三光銅の大坂廻送と銅座売上の問題を中心に、前稿の補足を試みることとする。なお、以上の帳簿・文書には、三幸銅山・三幸銅の文字を使用することも多いが、本稿では便宜に三光の記名で統一することにしたい。

二 住友稼行期の大坂廻銅と銅売上

最初の大坂廻着の三光銅を示した記録として、前稿にも「向山誠齋雜記」に天保十三年銅座廻着銅の地壳銅分を記して、「若州三幸捨錫銅二千斤」とあるのをあげた。天保十三年九月、住友から銅座役所へ宛てて、野尻村銅山(三光銅山)において捨てられているからみを試吹^(ためしおき)することを届け、十月になつて「捨からみの吹荒銅」二〇箇(一箇=一丸=一〇〇斤)が廻着したが、捨からみ吹荒銅は今回限りのことゆえ、値段見積りのうえ買上方を願い出ている。捨からみとあるのは、小浜藩が明和八年(一七七一)五月、三光銅山の御手山稼行を止めたとき、採掘されたまま捨ておかれた鉛や、焼鉛を指している。「若州銅山入目書抜帳」と題記のある冊子があり、天保十二年より嘉永元年まで、年々の三光銅山の入目と銅代銀の収入を記した勘定帳であるが、天保十三寅年の分は次のとくである(銀計算)。

六七、三四二匁四一　去丑年入用メ残り

一三一、一九四匁　金二、〇五〇両、御領主様為替取組來り候分

三、二七二匁一

諸色買物代口々

四、〇六六匁七四

啓藏予州在勤中借財振來候分付替

九一三匁六二

荷物駄賃并折々人足遣候路用之分口々

八七〇匁三四

稼人取替并乗床代予州より振來ル

入

三、八一二匁〇二

荒銅代 但二、〇〇〇斤一七一匁八替、外ニ二〇日御直増共

四二五匁

荒銅二〇箇之分一貫目過銅一二五斤代、吹所より入

三四匁一五

荒銅二〇箇問屋口銀

残二〇三、三八八匁〇四

右のうち啓藏の別子銅山在勤中に借財になつていていた分は、新職場の三光銅山の方に付け替えられたので、前年天保十二年の勘定には、与兵衛・松兵衛の同じく予州在勤中の借財一四貫七四一匁五六が付け替えられている。天保十三年三月、鉄荷等を北安治川三丁目の船問屋新家屋伝藏方へ送つて小浜の木綿屋源兵衛の持船長福丸に積み、また八月に二口五箇の荷物を鉄橋南詰の船宿新保屋善四郎方へ届けて越前三國の北潟六三郎船大喜丸に積んで、ともに三光銅山へ送つているが、⁽³⁾「入目書抜帳」の荷物駄賃とは、これらに該当するものであろう。また三月に三光銅山稼人の友三郎・常右衛門が、妻子を召し連れ荷物を処置するため別子へ下り、四月十九日、右兩人は稼人妻子一四人とともに、藤助が宰領となつて大坂を立ち、若狭へ向つている。⁽⁴⁾「稼人取替并乗床代予州より振來ル」とは、これら新居浜より大坂までの船貨取替分であろうか。

銀一二一貫一九四匁の小浜藩の「為替取組來り候分」とは、藩より銅山へ主として江戸送り為替金を振り込んだのであろう。七月朔日に若州銅山より為替状が大坂の住友家に着き、金三五〇両を明日江戸の小浜藩屋敷へ為替送金すること、九月四日に若州銅山為替状が届き、明日江戸為替に差し出すことが見えるが、これらがそれに対応するものである。「御領主様為替取組來り候分」として、天保十四年に二二六貫五〇五匁＝金三、五〇〇両、同十五（弘化元）年に二五八貫四七五匁＝金四、〇〇〇両、弘化二年に二七一貫八五〇匁＝金四、二五〇両など、年々入目銀高の大部分を占める。藩より銅山へ振り込まれた銀は、銅山稼行の諸経費に充当されたことはいうまでもない。取り組んだ銀が金子の高を基準にして計上されていることも、大坂よりの江戸為替を考慮したことによるものであるまい。

収入分として荒銅二〇箇の請取銀がある。二、〇〇〇斤分銀三貫八一二匁〇二、すなわち一〇〇斤につき代一七一枚八とほかに値増分二〇目ずつであるが、「庭帳」天保十三年十月五日の条に、「若州野尻銅拾七メ目入式拾箇着」とあって、一箇につき一貫目ずつ超過していた。超過分が二〇箇で一二五斤となり、銀四二五匁と計上されている。なお問屋すなわち売上取次人には口銀が与えられるが、口銀については後述する。

「入目書抜帳」は、前述のとおり天保十二年より嘉永元年まで、住友家直営八カ年の勘定を記すが、年々の荒銅高・同代高・問屋口銀・藩運上銀は、別表（第1表）のごとくなる。

さて藩に対する運上は、産銅一〇万斤につき銀三〇貫目であったが、弘化三年度から二〇貫目となつた。荒銅は一丸＝一箇が一〇〇斤入りとして大坂へ廻送されるが、一〇万斤すなわち一、〇〇〇丸に対し、運上銀三〇一一〇貫目を納めたのである。しかし代銀は次に述べるように、大坂の住友吹所で掛改めがあり、その斤数より入目分なる斤数を差し引き、残り斤高に対して支払われる。問屋口銀は、荒銅代銀一〇〇目につき二匁ずつ与えられるのが、以前よ

第1表 三光銅山の勘定（天保14年～嘉永元年）

| 年次 | 荒銅高 | 荒銅代 | 問屋口銀 | 運上銀 |
|------|----------|-------------|-----------|----------|
| 天保14 | 65,000 斤 | 114,085.7 収 | 863.14 収 | 19,500 収 |
| 弘化元 | 142,000 | 269,240.497 | 3,847.035 | 42,600 |
| 2 | 190,000 | 366,530.687 | 5,568.241 | 57,000 |
| 3 | 121,000 | 242,925.924 | 3,292.281 | 24,200 |
| 4 | 225,000 | 449,566.395 | 6,625.086 | 45,000 |
| 嘉永元 | 185,000 | 332,421.852 | 4,685.479 | 37,000 |

天保14年分は、他に荒銅過銅分代銀12,163収32がある。

りの規定であるが、天保十四、十五（弘化元）年分は、「問屋口銀之内より銅座掛り付届」を引いた残りを記し、弘化二年よりは、銅座付届のほか問屋給料をも控除した銀高をあげている。当時売上取次人は泉屋源兵衛であるが、源兵衛に対して口銀の内より若干の給料が住友家より支給されたのである。荒銅代は当時は荒銅代銀と御手当・値増銀より成って、問屋口銀はこの内の荒銅代銀一〇〇目につき二収が与えられるので、御手当や値増銀に対しては払われない。嘉永二年の例であるが、「若州三幸銅売上扣」に収められている閏四月朔日の銅座の銅代渡し仕切書によると、平銅二〇〇箇・床銅一五〇箇の代銀五二貫二八四収八九に対し、問屋口銀一貫〇四五収六九八が払われている。この平・床計三四、六〇五斤五（掛改め斤数より入目分が控除された斤高）に対し、当時一〇〇斤につき銀四〇日の手当が与えられたが、この分には口銀は計上されていないのである。ここで代銀というのは、諸山銅によって差違があるが、御手当・別段値増は諸山銅一同に対するものである。すなわち代銀は糺吹の結果、吹減の多少や銀垂りの具合によつて改定される。御手当・別段値増の改変の場合は、諸山銅の問屋一同召集のうえ、銅座より申し渡すのである。

三光銅の銅座へ売上取次人（問屋）は、天保十四年四月、住友当主より泉屋源兵衛に引き受けさせたとき、また源兵衛よりこれを引き受けたきことを、大坂町奉行所へ願い出て、同様に銅座役所へも届け出て、五月、許可があつた。売上取次人はそ

の後、嘉永二年四月、泉屋佐右衛門が、同六年四月、泉屋浅七が引き継いでおり、浅七は間もなく小兵衛と改名した。これ等の売上取次人が書き留めた三光銅の「売上扣」・「売上諸事扣」が六冊残つていて、三光銅の大坂着届、銅売上仕切書、取次人銅代・手当等請取書から、糺吹・銅値段査定等についても書き載せ、欠年分もないではないが、天保十四年より明治三年に及んでいる。⁽⁵⁾ この内の第一冊にあたる源兵衛の控は、天保十四年より弘化二年まで三カ年の記載があるが、天保十四年分の三光銅売上の経緯は次のようになる。

四月二十一日に三光銅二十五箇、五月十六日に同三二五箇の廻着を銅座役所へ届けており、計三五〇箇の貫目掛改めは、六月に入つて行われた。これは住友の吹所で銅座役人・住友当主等立会いで実施される。貫目五、五九九貫六〇〇目で三四、九九七斤五となり、一〇〇斤につき一〇〇目ずつ二一八斤八を入目引と称して差し引いた残り三四、七八斤七に対し、代銀・手当が支払われることになる。一〇〇斤につき銀一五七匁替え、これに手当二〇目が付く。

これらを詳記した売上仕切書を取次人から銅座へ差し出すが、これと同じ内容の勘定により、銅代銀や手当等を売上人へ渡し、口銀は別途銅座より渡す旨の銅座仕切書と銀が、取次人へ渡されるのである。源兵衛の請取書が七月四日付となつていて、銅廻着届から支払を受けるまで時日がかかっているのは、糺吹が行われて銅値段査定のため遅れたのである。銅座より渡された三光銅の仕切書の現物で、現在する年代の最も早いものは天保十五(弘化元)年もので、次に例としてあげよう。

一 七月五日・八月朔日廻着
若州三幸荒銅五百箇

但 壱箇
拾六貫目入

此掛改七千八百六拾六貫七百目外百三拾三貫
三百目減

此斤四万九千百六拾六斤九歩

内四拾九貫百七拾目 但百斤
百目宛入目

此斤三百七斤三步

残四万八千八百五拾九斤六步 但直増銀共百斤
百六拾壹匁

代銀七拾八貫六百六拾三匁九分五厘六毛

外

銀拾四貫六百五拾七匁八分八厘 荒銅百斤ニ付御手
當銀三拾目宛被下候分

右銅吹屋直廻し申付外掛り物無之口銀別ニ銅座より相渡

右賣上代銀売上人泉屋源兵衛江相渡所如件

天保十五辰年

銅座
役所(印文銅座)
(印)

さて天保十三年の捨からみ銅は、一〇〇斤につき銀一七一匁八替えで、二〇目の手当がついたが、今回は新規の荒銅ゆえ、最初の廻着銅二五箇につき糸吹が行われ、それにより値段が決められた。糸吹は五月十八日、住友吹所において、吹屋大坂屋又兵衛等五人、町奉行所・銅座の役人、若州役人と同藩御用達丸屋半兵衛、売上取次人源兵衛等立会いのうえで行われた。すなわち二〇〇斤ずつ銃吹と間吹の両法を実施した。

銃吹糸

荒銅三二、〇〇〇目 煙鉛五、六〇〇目

正銃銅二九、四八〇目(一八四斤二五) 吹減二、五二〇目(一五斤七五) すなわち一〇〇斤につき七斤八七五

(天保14年～弘化2年)

| 代銀 | 100斤に付手当 | 手当銀 | 支払銀合計 |
|---------------|----------|-------------|---------------|
| 101, 212. 664 | 20 | 12, 891. 04 | 114, 103. 704 |
| 192, 625. 23 | 30 | 35, 892. 9 | 228, 518. 13 |
| 158, 182. 339 | 30 | 29, 474. 97 | 187, 657. 309 |

出灰吹銀六匁八 一〇〇斤につき三匁四

留糟四、三〇〇目 六分半付とし、これより正鉛二、七九五匁を得る

燃鉛二、八〇五匁 一〇〇斤当たり八斤七六五六二五

間吹糺

荒銅三二、〇〇〇目

正間吹銅二七、六九〇目(一七三斤〇六二五) 吹減四、三一〇匁(二六斤九三七五) すなわち
一〇〇斤につき一三斤四六八七五

三光銅はかつて明和六年(一七六九)、二二二万斤余が大坂へ送られ、糺吹の結果一〇〇斤につき出灰吹銀二匁七五で、七匁以下の出灰吹銀では間吹物と称して銀鋸りを施さなかつたが、今回も同様の結果であつた。

八月十六日、三光銅一五〇箇廻着を届け、銅座の指図により住友吹所へ廻して、八月二十二日、掛改めが済み、入目を差し引き一四、八九三斤二の代銀・手当が、計二六貫三六〇目九六四で、九月朔日にこれを受け取つてゐる。また九月十一日、同一五〇箇廻着を届け、九月二十三日、掛改めも済み、入目を差し引き一四、七八三斤三の代銀・手当が二六貫一六六匁四四一で、閏九月五日、これを受け取つてゐる。なお間屋口銀は別途支給される。

源兵衛の「売上届并諸用控」によつて、天保十四年～弘化二年の三光銅廻着届高以下を、各年につき集計して表示する(第2表)。天保十五(弘化元)年二月に、銅座は荒銅一〇〇斤につき

第2表 三光銅の廻着高・代銀

| 年・次 | 廻筒 着数 | 掛改斤高 | 入目引高 | 残り斤高 | 100斤に 付代銀 |
|------|----------|-----------|-------|----------|--------------|
| 天保14 | 650 | 64,860.7 | 405.5 | 64,455.2 | 157 |
| 弘化元 | 1,220 | 120,395.6 | 752.6 | 119,643 | 161 |
| 2 | 1,000 | 98,867.8 | 617.9 | 98,249.9 | 161 |

手当銀二〇目ずつを、去る天保十二年より明年まで引き続き与えるほか、當明年二カ年は一〇目ずつ手当増をし、都合三〇目ずつ支払うことを取り次人に告げていて。また三光銅代銀は弘化元年二月の糺吹の後に、一〇〇斤につき一六一匁替えとなつた。

天保十四年の売上銅高と支払銀合計とは、「入目書抜帳」の記載するところと相応すると見てよく、「向山誠齋雜記」の同年地壳銅廻着高若州三幸銅六四、八六〇斤七は、掛改め高と同一である。しかし天保十五(弘化元)・弘化二年の廻着届高・売上高は、「入目書抜帳」とは一致しない。「売上届并諸用控」によると、四月朔日に七〇〇箇の廻着届があり、七月中旬に三〇〇箇、八月中旬に二〇〇箇の掛改めが行われて、ついで代銀・手当を受け取つていてから、それぞれその月の上旬に廻着届を行つたものと思われる。「庭帳」天保十五年の記載によると、三光銅の廻着・積船名・箇数・運賃は次のようである。

| | |
|--------|------------------------------------|
| 三月二十八日 | 四〇〇箇着、送状持參、但馬居組村益吉丸油屋助九郎船、運賃二、四〇〇目 |
| 七月四日 | 三〇〇箇着、送状持參、因幡陸上浦益寿丸伝十郎船、運賃一、六五〇目 |
| 九月八日 | 二〇〇箇着、益吉丸、運賃一、〇〇〇目 |

右の着とは、送り状持參日また届けた日等にかけている。「庭帳」によると、七月四日着三〇〇箇は同月十二日、八月八日着二〇〇箇は同月十八日に掛改めが行われ、「売上届并諸用控」には七月十二日、八月十八日に銅座売上仕切書が作られている。ところが天保十五年分の三光

銅の掛目を記した記録があつて、次のとおりである。⁽⁶⁾

四月 五日 七〇〇箇 六九、二四五斤六二

七月十二日 三〇〇ヶ 二九、六〇六斤九

八月十八日 二〇〇ヶ 一九、五六〇斤

この数字は「諸用控」の、四月六日、七月十二日、八月十八日の売上げの記録と一致する。入目を控除した高ではなく、実際の売上高である。「入目書抜帳」の数字よりは少ない。

同じ記録の弘化二年分は、

五月八日 二五〇箇 二四、八八五斤三三

五月二十五日 二五〇ヶ 二四、八四三斤一

七月二十日 五〇〇ヶ 四九、一三九斤四

「諸用控」では五月二十五日に、五月七日・二十五日掛改めの五〇〇箇を売上げ、七月二十三日に五〇〇箇を売上げているのが、右の数字と一致する。前稿でこの年の運上銀五七貫目、売上高一、九〇〇箇と推記したことは正しい。「入目書抜帳」もそのようになつていて、「庭帳」によると、三光銅の廻着・積船名・箇数・運賃は次のように記される。

四月二十二日 四五〇箇、若州本郷源右衛門船着帆、運賃二、二五〇目

五月三日 五〇〇箇着、但馬生柳丸秀五郎船、運賃二、五〇〇目

七月十七日 五〇〇箇着、生柳丸秀五郎船、運賃二、五〇〇目

九月二十六日 四五〇箇吹所へ水揚、生柳丸

これによると、「売上届并諸用控」に記載の代銀・手当受取分は、五月三日・七月十七日着とある分に対するもので、この年売上高は計一、九〇〇箇一九万斤（掛改めにより一般に多少減る）となる。本郷村（現大飯町）源右衛門は船問屋渡辺氏であり、また但馬居組村（現美方郡浜坂町）の生柳丸は、年に三度も大坂へ往復しており、これらについては後に言及したい。

弘化三年分は、「庭帳」の七月二十三日の条に、「三幸銅廻着、吹所へ水揚」とみえるのみであるが、十二月十六日の条に、小浜藩役人島田小八郎が住友家を訪れ、運上銀二四貫二〇〇目を渡したと記される。この年運上は一〇万斤につき銀一〇貫目を減じて二〇貫目と改められたので、右の銀高は一、二一〇箇に対する運上となつて、「入目書抜帳」も同様である。

弘化四年分の「庭帳」の記載は次のようである。

| | |
|--------|---|
| 三月二十五日 | 五〇〇箇、丹後益吉丸着帆、運賃二、〇〇〇目 <small>(但馬)</small> |
| 四月朔日 | 五〇〇箇、生柳丸秀五郎船着帆、運賃二、〇〇〇目 |
| 四月二日 | 三〇〇箇、若州八幡丸着 |
| 七月五日 | 三幸銅着 |
| 十月四日 | 五〇〇箇着、水揚 |

七月五日着の銅高を記さぬが、「入目書抜帳」の記載と対比すると、四五〇箇となる。「庭帳」十一月七日の条に、三幸銅運上銀四五貫目の内、一〇貫目を京都（藩京都留守居）へ廻し、残り三五貫目は利付預り証文として若州へ渡し

たとあり、運上銀四五貫目は売上銅二、二五〇箇に対するものである。

弘化五(嘉永元)年内の三光銅着について、「庭帳」の記載は次のようである。

三月二十一日 四五〇箇廻着、水揚

五月二日 五〇〇箇(平八九箇・床四一二箇)廻着、水揚、生柳丸

七月六日 五〇〇箇水揚

十月十一日 四〇〇箇着

この計一、八五〇箇となり、「入目書抜帳」の記載と一致する。ところで三光銅売上について、「銅座より相渡り候仕切書」⁽⁷⁾が、嘉永元年—同五年、元治元年—慶応二年のものが、かなりよく保存されている。源兵衛の「売上届并諸用控」にも、同じ内容の仕切書は記載されているが、弘化三年以後は欠けている。仕切書によつて計算すると、嘉永元年分三光銅廻着は計一、八一〇箇で、五月廻着以後の分は平銅・床(戻)銅に分けて箇数を記している。そして平銅は一〇〇斤につき代銀一六八匁六、床銅は同じく一二七匁八どし、ともに手当銀四〇目が付く。手当銀一〇匁増しは、弘化三年十月、銅座より諸山銅問屋を呼び出して告げている。三月二十一日廻着の四五〇箇は、前年同様一〇〇斤につき代銀一六一匁で、手当銀四〇目である。これまでの大坂着三光銅は、平・床の別を記さず、これを併せ平均したものとしても、平銅の割合が多かつたかと思われる。嘉永元年分計算は、

掛改め斤高 平床四四、七二九斤一 平二八、〇九二斤八 床一〇六、六五九斤四 計一七九、四八一斤三

入目引斤高 一、一二一斤八

残り斤高 一七八、三五九斤五

代銀 二五四貫〇九〇匁八九五

手当銀 七一貫三四三匁八

となる。「庭帳」との相違は、五月二日廻着に相当する分が、五〇〇箇のところ、四六〇箇となつてゐることであるさて前述するところにも触れたように、一〇〇斤につき入目引き一〇〇目がある。すなわち掛改め斤高より右の入目分を差し引き、残り銅高に対して代銀・手当が支払われることになつてゐる。入目引きは銅に関する何かの入用に充当するため、その分の銅を廻わすことらしく、つまり入目分を控除した残り銅高の代銀・手当中に、それが含まれることとなる。入目引きの同じ例は、たとえば備中小泉銅山は文化十年（一八一三）から五カ年、小泉村甚右衛門・大坂町人平野屋藤兵衛が請負うたが、同十二年には引き合わぬとて休山を願い出て、同年五月住友家が年限五カ年中の残りを引き継ぐことになった。同年末最初の平荒銅七箇が、大坂の売上取次人泉屋官兵衛の許に送られ、翌年三月、銅座より仕切書・代銀・手当と問屋口銀が、官兵衛に渡されたが、仕切書によると荒銅七箇、この掛改め斤高六九五斤六、一〇〇斤につき一〇〇目ずつの入目四斤四を差し引き、残り銅高六九一斤二に対し、代銀・値増銀とも一〇〇斤につき二〇九匁五替え、手当同じく四五匁六ずつ、計一貫七六三匁二五一を渡している。手当分に対しても口銀は渡さぬと特に付記している⁽³⁾が、これについては前に述べた。

入目引き一〇〇斤につき一〇〇目の定法がいつごろ成立したかというに、おそらく明和三年（一七六六）第三三次銅座設置のときであろう。同年六月十一日付で銅問屋中から銅座に対し、請文の一札を差し出している。これによると、諸国出銅はすべて銅座へ直廻しの形となり、問屋不要の理となるが、それでは家業を失うことゆえ、これまでどおり各問屋へ廻る分は引受けを認められ、諸山の銅が廻着しだい銅座へ届け、代銀は銅座より仕切値段を定め渡される

ゆえ、仕切書をもって山元荷主に代銀を送つて請取書をとり、銅座へ差し上げるとある。そして、(一)問屋の口銀は二歩定すなわち荒銅代銀一〇〇目につき銀二匁ずつ、(二)蔵敷・水揚・浜出し等の仲仕賃銀は、以後は銅座より吟味のうえ、一箇につき何ほどと定め、山元仕切書の内より銅座にて差し引き渡し与えるなどとあり、山元への銅代は銅座より即銀で渡され、問屋へは別段口銀を下されるうえは、問屋からは山元へ諸掛けぬと約束している。これによると蔵敷・水揚・浜出等の仲仕賃銀は、仕切書の内で銅座より差し引くとあり、荒銅代銀の内に含めることとなり、これらが入目引きにつながるものと思われる。

三 秦与兵衛経営下の大坂廻銅と銅壳上

嘉永元年（一八四八）春に、住友から小浜藩へ三光銅山の休止を願い出て、掛り役人との間に折衝が重ねられた結果、支配人与兵衛が銅山經營を住友家から譲られ引き受けことになった。この銅山は地壳銅向き諸山中では產銅高は屈指であつたにもかかわらず、生産費が高くて休山を考えるに至つた事情は前稿にも委細に述べた。住友家から与兵衛に与えた申渡状に、「元來鉛性不宜、稼続出来かたく」とあるが、鉱石の品位が悪く、荒銅の吹減も多かつたことがその主要な理由の一であつた。弘化四年十月に、大坂で糾吹の結果に基づき、「登銅吹銅迄平均」として

| | | | | |
|-----|------|-----|-------|------------|
| 平銅 | 二五斤 | 此減銅 | 二斤三 | 一〇〇斤につき九斤二 |
| 床銅 | 七五斤 | 同 | 一八斤七五 | 同 |
| 合荒銅 | 一〇〇斤 | 同 | 二二斤 | |

とある。すなわち当時の三光銅は床銅三、平銅一の割合の平均で大坂へ送られており、「御定法吹銅迄吹減十四斤二

歩、差引残六斤八歩五厘減退」と報告されていることは前稿にも述べた。「御定法吹減迄吹減十四斤二歩」というのは、前回の糺吹の吹減を指すので、これに比して六斤八五吹減が増したというのである。前回の糺吹とは天保十五（弘化元）年二月に行われたので、源兵衛の「売上届并諸用控」の二月八日の条に、住友当主代の姓万太郎名で銅座へ宛てて、「鉛性少々相変り、鎧氣無御座御銅ニ吹立御座候趣山元より申越候ニ付、何卒今一応御糺吹被仰付被下度」と願書を提出した。「庭帳」には二月十四日、住友吹所に万太郎・源兵衛等が出勤し、三幸銅の糺吹のあつたことを記している。糺吹の結果の減銅等具体的なことは明らかでないが、代銀が一〇〇斤につき一五七匁より一六一匁に改められた。なお平銅一六八匁六、床銅一二七匁八と、平・床に分けて代銀が改定されたのは、弘化四年十月の糺吹の以後のことと、翌年三月廻着銅は一六一匁のままで（前年吹の荒銅である）、五月廻着銅以後のものについてである。

嘉永三年五月、銅座の指示で、大坂屋又兵衛の吹所で三光床銅二〇〇斤ずつ四〇〇斤を糺吹し、一〇〇斤につき三三斤九余の吹減があつた。当時売上取次人は源兵衛より泉屋佐右衛門に替つていたが、佐右衛門は吹減増加のため値段引下げを憂慮する旨を銅座に告げ、当月廻着銅をもつて再度糺吹を願い、六月、住友吹所で床銅四〇〇斤の糺吹の結果は、一〇〇斤につき二三斤余の吹減であつた。三光銅は平・床のうち床銅の割合がしだいに多くなり、吹減も増す傾向にあつたので、これについては後述もする。

与兵衛は嘉永元年十二月、小浜へ下り、藩役所は住友家と譲つて銅山經營を彼に引き受けさせることになったとして三人扶持を給し、國中帶刀を免許することとした。藩と住友家の間に嘉永二年正月付で規定書が取り交されて、その中に与兵衛は銅山を引き受け、諸雜費を極力節約して、住友本家損銀分を埋めることに努め、やがて益銀が出るようになればこれを二分し、一分を藩へ納めることを定めている。売上取次人は嘉永二年四月源兵衛より佐右衛門へ、

(嘉永 2年～安政 6年)

| 代銀 | 支払銀合計 |
|-------------|-------------|
| 57,394.812 | 359,233 |
| 198,116.838 | |
| 2,066.005 | 345,106.282 |
| 24,922.958 | |
| 217,401.744 | 304,253.583 |
| 23,050.485 | |
| 197,318.763 | 346,724.926 |
| 63,310.818 | |
| 184,931.823 | 472,577.019 |
| 41,320.319 | |
| 286,521.005 | 560,859.35 |
| 137,183.075 | |
| 255,857.03 | 677,547.728 |
| 73,706.186 | |
| 368,127.936 | 615,085.361 |
| 69,083.008 | |
| 333,843.468 | 172,124.798 |
| 46,365.338 | |
| 87,500.62 | 389,378.844 |
| 27,841.255 | |
| 235,949.253 | 203,317.118 |
| 13,597.59 | |
| 137,652.633 | |

同六年四月、佐右衛門より泉屋浅七に引き継ぐことが町奉行所および銅座より許された。なお浅七はその月に小兵衛と改名した。

与兵衛は安政七(万延元)年正月没する。彼の稼行時代嘉永二年～安政六年の一ヵ年の年々の、三光銅廻着箇数・掛改斤高・入目引残斤高・代銀・手当銀等を、取次人泉屋佐右衛門の「若州三幸銅売上扣」一冊、同泉屋小兵衛の「若州三幸銅売上諸事扣」壱～三番三冊より集計して第3-1・2表に示す。

嘉永三年五月の糺吹はあつたが、代銀に変更はなく、平銅一六八匁六、床銅一二八匁四であった。また嘉永二年七月、銅座へ諸山銅取次人を呼び出し、弘化三、四年に続き嘉永元より明年まで、荒銅一〇〇斤につき手当銀四〇目を与えること、一山々々につき弘化三年～嘉永元年三カ年出銅買上高の平均をもつて各山の目当高とし、目当高より出銅の増した売上分に対し、当年より三カ年間、荒銅一〇〇斤につき銀三〇目ずつ別段値増で買上げ、かつ出銅が増した銅山の目当高に対し、荒銅一〇〇斤に銀五匁ずつ値増することを告げた。三光銅の三カ年平均目当高は一一四、四九一斤五とし、一三カ山の銅高中で、越前大野銅に次いで多い。なお銀四〇日の手当は嘉永四年より五カ年、また目当高を基準と

第3-1表 三光銅の廻着高・代銀

| 年次 | 廻着箇数 | 掛改斤高 | 入目引高 | 残斤高 |
|------|---------|------------|---------|-----------|
| 嘉永 2 | 平 346 | 34,256.1 斤 | 214.1 斤 | 34,042 斤 |
| | 床 1,564 | 155,966 | 975 | 155,021 |
| | 精 12 | 1,180.6 | 7.4 | 1,173.2 |
| | 平 150 | 14,875.3 | 93 | 14,782.3 |
| | | 170,380.9 | 1,064.9 | 169,316 |
| | 床 1,720 | | | |
| | 平 140 | 13,757.6 | 85.9 | 13,671.7 |
| | 床 1,530 | 152,290.4 | 951.8 | 151,338.6 |
| | | | | |
| | 平 382 | 37,782.2 | 236.3 | 37,550.9 |
| 安政元 | 床 1,458 | 144,933.8 | 905.9 | 144,027.9 |
| | 平 249 | 24,661.9 | 154 | 24,507.9 |
| | 床 2,265 | 224,550.6 | 1,403.4 | 223,147.2 |
| | | | | |
| | 平 824 | 81,877.8 | 511.8 | 81,366 |
| | 床 2,016 | 200,518.8 | 1,253.2 | 199,265.6 |
| | | | | |
| | 平 442 | 43,991.6 | 257 | 43,716.5 |
| | 床 2,899 | 288,507.2 | 1,803.2 | 286,704 |
| | | | | |
| | 平 416 | 41,232 | 257.5 | 40,974.5 |
| 2 | 床 2,643 | 261,637.8 | 1,635.1 | 260,002.7 |
| | | | | |
| | 平 280 | 27,673.2 | 173 | 27,500.2 |
| | 床 693 | 68,575.6 | 428.7 | 68,146.9 |
| | | | | |
| | 平 168 | 16,616.9 | 103.7 | 16,513.2 |
| | 床 1,862 | 184,916.9 | 1,155.8 | 183,761.2 |
| | | | | |
| | 平 82 | 8,115.7 | 50.7 | 8,065 |
| | 床 1,088 | 107,880.3 | 674.2 | 107,206.1 |
| | | | | |

する別段値増や五々値増も、嘉永五年より三年延長せられ、その期限となる安政元年暮に、明年よりさらに三年年續かれることになった。銀四〇目手当は安政三年より五カ年、目當高基準の値増も安政五年三月に、当年より三年年續引き与えられることになった。

安政元年暮のころ、住友より銅座へ申し出て、三光銅山は鉛性が悪く、そのうえ炭木はじめ諸色高値で元付値段が高くなり、引合い難渋の状態であるが、出銅は多い見込みもあり、買上値段のほかに年々金一、〇〇〇両ずつ下されば、三〇万斤ずつ売上げると述べた。これに対し翌年正月、銅座より一、〇〇〇両ずつ与えることは困難だが、当年より三年年間請負高三〇万斤を売上げた年は、荒銅一

(嘉永 2年～安政 6年)

| 出増分値増 | 別段手当 | 支払銀合計 |
|-----------|--------------|-------------|
| 22,371.45 | 勿 | 359,233 |
| 20,882.4 | | 345,106.282 |
| 15,155.64 | | 304,253.583 |
| 20,126.19 | | 346,724.926 |
| 39,949.08 | | 472,577.019 |
| 49,859.35 | | 560,859.35 |
| 64,778.73 | **33,042.728 | 677,547.728 |
| 55,945.71 | 30,097.72 | 615,085.361 |
| 25,734.84 | 14,019.201 | 172,124.798 |
| 233.88 | | 389,378.844 |

〇〇斤につき銀一〇匁ずつ別段の増手当を与えると告げた。安政二年売上高三三〇、四二〇斤六、同三年同じく三〇〇、九七七斤二に達して、別段手当として三三貫〇四二匁七二八、三〇貫〇九七匁七二を受け取っている。しかし安政四年分は売上高が一〇万斤に及ばず、一〇匁の別段増手当の期限も同年中で切れたが、同五年住友より銅座に対し、前安政四年より三〇万斤の売上は困難となつたが、従前どおり一〇匁の増手当を下されば、二〇万斤ずつ売上げよう努めると申し立てた。これに対し、当年より三カ年間、請負高の二〇万斤が揃つた年は、荒銅一〇〇斤につき銀七匁ずつ与えると答えていた。安政五年売上高は二〇〇、二七四斤三で、別段増手当一四貫〇一九匁二〇一を受け取っている。

嘉永・安政年間、大坂廻着の三光銅中で、平銅は一割一二割内外であるが、そのほか嘉永三年三月、精吹銅一二箇が届いている。取次人佐右衛門が銅座へ差し出した口上書に、精吹銅一二箇は山元で試みに吹いて、陸地廻りで届いたが、雑費が過分にかかり、今度限りのこととしたいと山元より申し越したと述べ、見積をもつて買上げを願つている。掛改め斤高より入目を引き、残り一、一七三斤二で、一〇〇斤につき銀一七六匁一の代銀で、四〇日の手当を付けられたが、目当高よりの出増分には加えられなかつた。嘉永三年—安政六年の山元よりの三光銅送り状は多く残つていて、平・床銅送り状の宛先はすべて住友吹所となつてゐるが、微塵(微塵吹)銅は赤紙

第3-2表 三光銅支払銀の内訳

| 年次 | 残斤高 | 出増斤高 | 代銀 | 手当銀 | 目当高値増 |
|------|------------|------------|--------------|------------|-----------|
| 嘉永 2 | 189,063 斤 | 74,571.5 斤 | 255,511.65 匏 | 75,625.2 匏 | 5,724.575 |
| | *184,098.3 | 69,606.8 | 244,390.707 | 74,108.6 | 5,724.575 |
| | 165,010.3 | 50,518.8 | 217,369.248 | 66,004.12 | 5,724.575 |
| | 181,578.8 | 67,087.3 | 248,242.641 | 72,631.52 | 5,724.575 |
| | 247,655.1 | 133,163.6 | 327,841.324 | 99,062.04 | 5,724.575 |
| | 280,631.6 | 166,140.1 | 393,040.105 | 112,252.64 | 5,724.575 |
| 安政元 | 330,420.6 | 215,929.1 | 441,834.123 | 132,168.24 | 5,724.575 |
| | 300,977.2 | 186,485.7 | 402,926.476 | 120,390.88 | 5,724.575 |
| | 95,647.1 | | 133,865.958 | 38,258.84 | |
| | 200,274.3 | 85,782.8 | 263,790.508 | 80,109.72 | 5,724.575 |
| | 115,271.1 | 779.6 | 151,250.223 | 46,108.44 | 5,724.575 |

* 精銅を除く。

** 別段手当 安政 2, 3年は100斤につき10匁、5年は7匁。

封印で、鷹薦源兵衛・今沢卯兵衛等の老分名宛てが多い。この銅は銅座へ売上げていないようで、「売上諸事控」には殆ど記載されていない。送り状によれば、微塵銅類の廻着は次のようになる(数字は箇数)。

安政二、五 微塵吹一二

同 二、九 微塵真吹銅八、微塵吹銅九

同 三、六 微塵吹銅三〇

屑吹直シ荒銅二、微塵吹荒銅四一

同 四、十 微塵銅三五

同 三、十

同 四、十

屑吹直シ荒銅二、微塵吹荒銅四一

同 五、四

同 六、五

同 六、七

同 六、七

同 六、十

同 六、十

同 七、八

同 七、八

同 七、八

同 八、九

同 八、九

同 八、九

同 九、一〇

同 九、一〇

同 九、一〇

同 一〇、一一

同 一〇、一一

同 一〇、一一

同 一一、一二

同 一一、一二

同 一一、一二

同 一二、一三

同 一二、一三

同 一二、一三

同 一二、一四

同 一二、一四

同 一二、一四

同 一二、一五

同 一二、一五

同 一二、一五

同 一二、一六

同 一二、一六

同 一二、一六

同 一二、一七

同 一二、一七

同 一二、一七

同 一二、一八

同 一二、一八

同 一二、一八

同 一二、一九

同 一二、一九

同 一二、一九

同 一二、二〇

同 一二、二〇

同 一二、二〇

同 一二、二一

同 一二、二一

同 一二、二一

同 一二、二二

同 一二、二二

同 一二、二二

同 一二、二三

同 一二、二三

同 一二、二三

同 一二、二四

同 一二、二四

同 一二、二四

同 一二、二五

同 一二、二五

同 一二、二五

同 一二、二六

同 一二、二六

同 一二、二六

同 一二、二七

同 一二、二七

同 一二、二七

同 一二、二八

同 一二、二八

同 一二、二八

同 一二、二九

同 一二、二九

同 一二、二九

同 一二、二一〇

同 一二、二一〇

同 一二、二一〇

同 一二、二一一

同 一二、二一一

同 一二、二一一

同 一二、二一二

同 一二、二一二

同 一二、二一二

同 一二、二一三

同 一二、二一三

同 一二、二一三

同 一二、二一四

同 一二、二一四

同 一二、二一四

同 一二、二一五

同 一二、二一五

同 一二、二一五

同 一二、二一六

同 一二、二一六

同 一二、二一六

同 一二、二一七

同 一二、二一七

同 一二、二一七

同 一二、二一八

同 一二、二一八

同 一二、二一八

同 一二、二一九

同 一二、二一九

同 一二、二一九

同 一二、二二〇

同 一二、二二〇

同 一二、二二〇

同 一二、二二一

同 一二、二二一

同 一二、二二一

同 一二、二二二

同 一二、二二二

同 一二、二二二

同 一二、二二三

同 一二、二二三

同 一二、二二三

同 一二、二二四

同 一二、二二四

同 一二、二二四

同 一二、二二五

同 一二、二二五

同 一二、二二五

同 一二、二二六

同 一二、二二六

同 一二、二二六

同 一二、二二七

同 一二、二二七

同 一二、二二七

同 一二、二二八

同 一二、二二八

同 一二、二二八

同 一二、二二九

同 一二、二二九

同 一二、二二九

同 一二、二二一〇

同 一二、二二一〇

同 一二、二二一〇

同 一二、二二一一

同 一二、二二一一

同 一二、二二一一

同 一二、二二一二

同 一二、二二一二

同 一二、二二一二

同 一二、二二一三

同 一二、二二一三

同 一二、二二一三

同 一二、二二一四

同 一二、二二一四

同 一二、二二一四

同 一二、二二一五

同 一二、二二一五

同 一二、二二一五

同 一二、二二一六

同 一二、二二一六

同 一二、二二一六

同 一二、二二一七

同 一二、二二一七

同 一二、二二一七

同 一二、二二一八

同 一二、二二一八

同 一二、二二一八

同 一二、二二一九

同 一二、二二一九

同 一二、二二一九

同 一二、二二二〇

同 一二、二二二〇

同 一二、二二二〇

同 一二、二二二一

同 一二、二二二一

同 一二、二二二一

同 一二、二二二二

同 一二、二二二二

同 一二、二二二二

同 一二、二二二三

同 一二、二二二三

同 一二、二二二三

同 一二、二二二四

同 一二、二二二四

同 一二、二二二四

同 一二、二二二五

同 一二、二二二五

同 一二、二二二五

同 一二、二二二六

同 一二、二二二六

同 一二、二二二六

同 一二、二二二七

同 一二、二二二七

同 一二、二二二七

同 一二、二二二八

同 一二、二二二八

同 一二、二二二八

同 一二、二二二九

同 一二、二二二九

同 一二、二二二九

同 一二、二二二一〇

同 一二、二二二一〇

同 一二、二二二一〇

同 一二、二二二一一

同 一二、二二二一一

同 一二、二二二一一

同 一二、二二二一二

同 一二、二二二一二

同 一二、二二二一二

同 一二、二二二一三

同 一二、二二二一三

同 一二、二二二一三

同 一二、二二二一四

同 一二、二二二一四

同 一二、二二二一四

同 一二、二二二一五

同 一二、二二二一五

同 一二、二二二一五

同 一二、二二二一六

同 一二、二二二一六

同 一二、二二二一六

同 一二、二二二一七

同 一二、二二二一七

同 一二、二二二一七

同 一二、二二二一八

同 一二、二二二一八

同 一二、二二二一八

同 一二、二二二一九

同 一二、二二二一九

同 一二、二二二一九

同 一二、二二二二〇

同 一二、二二二二〇

同 一二、二二二二〇

同 一二、二二二二一

同 一二、二二二二一

同 一二、二二二二一

同 一二、二二二二二

同 一二、二二二二二

同 一二、二二二二二

同 一二、二二二二三

同 一二、二二二二三

同 一二、二二二二三

同 一二、二二二二四

同 一二、二二二二四

同 一二、二二二二四

同 一二、二二二二五

同 一二、二二二二五

同 一二、二二二二五

同 一二、二二二二六

同 一二、二二二二六

同 一二、二二二二六

同 一二、二二二二七

同 一二、二二二二七

同 一二、二二二二七

同 一二、二二二二八

同 一二、二二二二八

同 一二、二二二二八

同 一二、二二二二九

同 一二、二二二二九

同 一二、二二二二九

同 一二、二二二二一〇

同 一二、二二二二一〇

同 一二、二二二二一〇

住友吹所宛て送り状が、嘉永三年以後安政六年までは、ほぼ揃つて残つてゐる。これら三者の売上高・廻着高を比較し記すと次のようになる。

「売上扣」

四月 売上 八三、八四九斤二

七月 同 四四、四二九斤九

十月 同 五三、二九九斤七

合計 一八一、五七八斤八

銅座仕切書 斤高は掛改斤高より入目引を差し引いたもの

四月七日着 平 二〇〇箇 一九、六六三斤五

床 六五〇箇 六四、一八五斤七

七月朔日着 平 七三箇 七、一七九斤八

床 三七七箇 三七、二五〇斤一

十月朔日着 平 一〇九箇 一〇、七〇七斤六

床 四三二箇 四二、五九二斤一

計 平 三八二箇 三七、五五〇斤九

床一、四五八箇 一四四、〇二七斤九

合計 一、八四〇箇 一八一、五七八斤八

送り状

| | | | | |
|---------|-----|---------|---------|------|
| 四月五日着 | 益吉丸 | 平二〇〇箇 | 床 | 三〇〇箇 |
| 四月六日着 | 益栄丸 | | 同 | 三五〇箇 |
| 四月二日着 | 八幡丸 | 同 | 五五箇 | 同 |
| 六月二十二日着 | 益栄丸 | 同 | 三三箇 | 同 |
| 六月二十五日着 | 益吉丸 | 同 | 四〇箇 | 同 |
| 九月二十七日着 | 生柳丸 | 同一〇九箇 | 同 | 二六〇箇 |
| 計 | | 平四三七箇 | 床一、七〇三箇 | 同 |
| | 合計 | 一一、一四〇箇 | | |

以上を比考すると、「売上控」・仕切書の廻着届は、一船積載分のみでなく別船分もまとめて届けていることが知られ、送り状の四月二日着八幡丸積載銅が「売上扣」・仕切書に該当するものがみえぬ。このほか益吉丸に積んだ別銅一二三箇があるが、これは赤紙封印で微塵銅の類であるから別枠である。

嘉永二年七月諸山銅売上取次人を銅座へ召集して、弘化三、四、嘉永元年の三年の出銅買上高一山限りの平均を目当高と定め、それより出増売上分は当年より三年間別段に一〇〇斤につき銀三〇日ずつ値増で買上げ、かつ出増の銅山の平均目当高に対し一〇〇斤につき銀五匁ずつ値増を与えると告げたことは前述した。この目当高を基準とする値増の処置は、年限が来ると次々継続されたことも前述した。三光銅は平均目当高が一一四、四九一斤五となつているが、弘化三、四、嘉永元年の売上高一カ年平均は運上高より計算した概数をもつてしても一七七、〇〇〇斤であ

る。前述の目当高が計出された理由は、他の諸山のそれと併せて検討を要する。

ところで売上取次人泉屋小兵衛が、嘉永六年十月に三光銅山山元へ宛てた覚に、次のような趣旨説明が記されている。

銀二一、九四九匁〇八

当丑年売上高二四七、六五五斤一の内、御目当高一七四、四九一斤五を控除し、残り七三、一六三斤六に対し、
一〇〇斤につき銀三〇目ずつ下された分。

銀 八、七二四匁五七五

三カ年平均高（御目当高）一七四、四九一斤五に対し、一〇〇斤につき銀五匁ずつ増値段を下された分。

しかし銅座から受け取った銀高には、平均目当高一一四、四九一斤五より出増売上高一三三、一六三斤六に対する
一〇〇斤につき銀三〇目ずつの別段の値増すなわち三九貫九四九匁〇八と、平均目当高に対する一〇〇斤につき銀五
匁ずつの値増、すなわち五貫七二四匁五七五が含まれる。それで銅山へ宛てた仕切では、平均目当高は六万斤多くな
っており、従つて一〇〇斤につき銀三〇目ずつの値増分が一八貫目少くなつており、銀五匁ずつの値増分では、逆
に三貫目多くなるから、差引して一五貫目少ない計算である。以後の嘉永七（安政元）年十月、安政二年十一月晦日、
安政三年十二月、安政五年十二月二十五日の、泉屋小兵衛の三光銅山宛ての仕切書は、いづれも同様に計算されてい
る。安政四年は目当高一一四、四九一斤五に達しない。安政六年は右の目当高を超えること僅か七七九斤六で、銀三
〇目の値増は二三三匁八八であり、銅山あて仕切書の目当高一七四、四九一斤五にはるかに及ばぬ。目当高一七四、
四九一斤五は前述したように、弘化三一嘉永元年の三カ年の平均売上高に近い数字であり、或は掛改斤高より入目引

を差し引いた斤高かも知れぬ。銅座仕切書は売上取次人すなわち問屋宛てになつており、買上代銀・手当等を渡すことと、問屋口銀はこのほかに別に銅座より渡することを記している。三光銅の場合、佐右衛門や小兵衛宛てとなるが実際は住友宛てに支払われる。一般には問屋としては口銀を収めて、銅の代銀・手当等は山元・荷主へ渡されることになる。しかしこの場合には目當高を基準とする値増分銀一五貫目は、住友側に残るものと思われる。

秦与兵衛が嘉永元年暮に銅山稼行を引き受けることとなり、翌年正月、藩と住友家の間に規定書が取り交された。

それには諸経費を極力節約して住友家損銀の分を埋めて多少とも益銀が出る見込がつけば、益銀を二分し一半を藩へ納めるとある。「入目書抜帳」によると、嘉永元年度銅山入目の支出残り銀三四七貫四七一匁余を計上していく、これはそのまま住友家の損銀とはいえぬかも知れないが、支出超過がかなりの額に達していたことは事実である。与兵衛稼行下でこれを補償することが要請された。前述の銀一五貫目の計上はこの意味を持つ一つの処置ではあるまいか。

ところが安政六年は前述のように目當高一一四、四九一斤五に対し、僅かに七七九斤六の出増で、この目當高につき銀五匁ずつ計五貫七二四匁五七五と、出増売上高値増分二三三匁八八について、「売上諸事控」三番に、「此二口三幸銅山へハ問屋も不申遣候」と注記し、付札に二口計銀五貫九五八匁四五五は二つ割とし、二貫九七九匁二二七は御屋敷(藩)へ、残り半分は当方(住友家)へ受け取つたとある。これは前述の規定書に益銀があれば二分し、一半を藩へ納めるというのに該当するようみえる。このころは銅山宛て仕切書は、一七四、四九一斤五を平均目當高とする出增值増を記載している。しかしこの値増の藩と取次人側の折半の処置は、ここにはじめて記されるものようである。

与兵衛の稼行請負期間には、前代のように藩に対する運上は行われていない。藩の準御手山的經營が進み、稼行へ

の接近がなされたともいえよう。嘉永三年四月、銅座は廻着の三光銅四〇〇箇につき糺吹を指示し、翌月二〇〇斤ずつ計四〇〇斤につき行われたが、取次人は糺吹のため銅代銀等の渡し方が延引すること、またそのため代銀の値下げとなることを懸念して、代銀等の渡し方を早めるなどの交渉をしている。これに關して銅座役人は取次人に対し、「三幸銅者當時山元地頭持ニ相成候様、内々承候間」、取次人から国元へ代銀等を待つよう申し送るよう勘考することを告げている。取次人は代銀延引は稼行に差し支えることを強調して、「国元ニ而仕入銀等も領主より借入ニ相成、其外炭買入万事ニ領主御世話ニ相成候得共、持方最初より吉次郎引請居」と述べている。与兵衛が支配人から稼行主となつて引き受けたとしても、採鉱・製鍊など稼行すべては従来どおり住友雇傭の稼働人が従事している。山元の仕入銀、物資・人足の調達等に藩が斡旋・口入することが多かつたようである。前述したように、住友家稼行時代にも、藩の江戸為替などを住友家より振り出し、代銀は若州の銅山山元へ藩より振り込まれて、それが銅山仕入銀にあてられた。与兵衛請負時代、山元にて藩よりの仕入銀借用に対し、大坂で銅の代銀・手当銀による藩用への渡し方による決済が行われている。「庭帳」によつて嘉永三年度の事例を拾うと、五月二十日の条に「若州御用場へ三幸銅代之内八百両炭安へ渡、嶋田様より受取書来ル」とある。嶋田小八郎は大坂に駐在した藩の御留守居役で、炭安は藩御用達町人の炭屋安兵衛である。また六月四日の条に、丸屋半兵衛(藩御用達の京町人)が訪ねきて若州御用場へ銅代のうち一、〇〇〇両を納めるよう頼んだので炭安へ持参させたとあり、同月十二日の条にも銅代のうち五〇〇両を若州御用場へ納めるため丸屋へ持参させたとある。⁽⁹⁾

註　出典

(1) 「鉱山稼行とその周辺—若狭、三光銅山の場合—」(『史

林』五七巻一号)

(2) 「年々御用留」十四番

(3)(4) 「庭帳」天保九年正月元日—同十三年三月二十五日、
「庭帳」天保十三年三月二十六日—弘化二年六月十八日。な
お、本稿引用のものに、右のほか「庭帳」弘化二年六月十九
日—嘉永三年九月二十九日、「庭帳」安政四年九月朔日—万
延二年十月二十九日がある。

(5) 天保十四卯年五月 壳上取次人泉屋源兵衛「若州三幸銅
壳上届并諸用控」
嘉永二酉年三月 取次人泉屋佐右衛門「若州三幸銅壳上扣」
嘉永六丑年一月吉日、安政三辰年正月吉日、安政六未年正月
吉日、文久三癸亥年正月吉日の取次人泉屋小兵衛「若州三幸
銅壳上諸事扣」一番—四番、四冊

(6) 天保十五辰年四月「若州三光銅掛目帳」

(7) 「銅座々相渡り候仕切書」は、天保十五(1)、嘉永元(3)、
同二(3)、同三(3)、同四(4)、同五(4)がある〔()内数
字が通数〕。元治以後は、元治元(1)、慶應元(1)、同二(2)、
同三(3)がある。このほか嘉永元年七月末の仕切書を、十二
月に住友吹所より住友本家あて書き出した一通がある。

(8) 文化十二年五月吉日「小泉銅鉛山住友役所諸用記」

(9) 若州御用場の所在は明らかでない。若州より藩役人はし
きりに大坂に登り、多くは富田屋なる旅宿に宿泊し、彼等は
住友家を訪ねるとともに、取次人や住友家手代等が富田屋へ
赴き談合しているが、若州御用場は別にあつたらしい。

江戸浅草米店（札差店）支配人広瀬義右衛門・義泰について

末岡照啓

目次

はじめに

(3) 経営の回復

- 一 浅草米店支配人就任の経緯
- 二 支配人時代の義右衛門
 - (1) 札差資本について
 - (2) 経営の悪化
- 三 支配人辞任と「浅草米店在勤中心得書」の作成
- 四 予州別家への編入
- 五 予州別家時代の義右衛門

むすびにかえて

はじめに

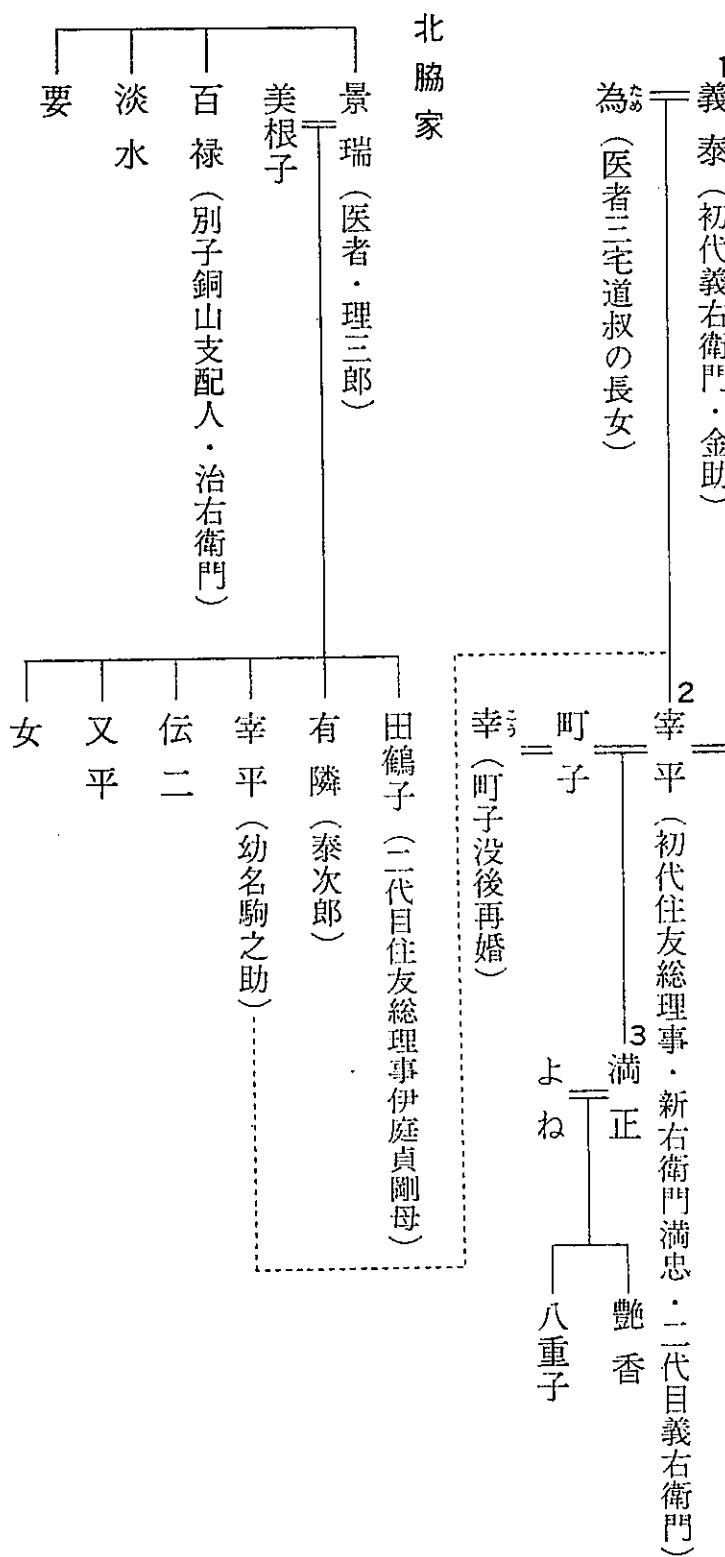
住友でいう江戸の浅草米店は、泉屋甚左衛門を名義人とする泉屋（住友）の出店で、札差業を営んでいた。札差とは、旗本や御家人ら蔵米取の幕臣が支給される俸禄米を担保に、金融を行なった江戸の商人である。⁽¹⁾

その設立は、延享三年（一七四六）五月、五代目主人吉左衛門友昌の弟理兵衛友俊が、江戸へ出向いた際、彼の差配

によつて行なわれた。札差仲間加入に際しては、当初浅草御蔵前の米屋伊賀屋善兵衛を名義人としたが、宝暦五年（一七五五）五月善兵衛死後、泉屋甚左衛門名義の出店に改めた。この甚左衛門は架空名で、大坂本店から浅草米店の支配人に任命されたものが、歴代この名前を名のつた。

第1表の一〇代目支配人に義右衛門義泰がいるが、彼は住友の近代化や広く関西財界の発展に寄与した広瀬宰平の

廣瀨家



第1図 広瀬家・北脇家系図

第1表 浅草米店支配人一覧

| 支配人名 | 任 期 | |
|------|----------|----------|
| | 年 月 | 年 月 |
| 茂右衛門 | 宝暦 5. 12 | ~同 12. |
| 九兵衛 | 〃 12. | ~明和 6. 5 |
| 宇兵衛 | 明和 6. | ~天明 5. |
| 祐左衛門 | 天明 6. | ~寛政 8. |
| 平右衛門 | 寛政 9. | ~文化 7. |
| 彦右衛門 | 文化 8. | ~文政 6. |
| 直藏 | 文政 7. 2 | ~同 7. 8 |
| 半衛 | 〃 7. | ~天保 5. |
| 清衛 | 〃 5. | ~〃 14. |
| 義右衛門 | 〃 14. 5 | ~弘化 5. 2 |
| 仁兵衛 | 弘化 5. 2 | ~安政 5. |
| 伊兵衛 | 安政 5. | ~元治元 |
| 正右衛門 | 元治元 | ~明治 2. 正 |

『泉屋叢考』第16輯 p.33の表に加筆

養父にあたり（第1図参照）、支配人に就任して間もない天保十四年（一八四三）十二月十四日、札差貸付金の無利息年賦返済令に直面し、窮迫した経営を回復させた人物である。広瀬家では、義泰・宰平・満正と三代に亘って住友家に勤務しているが、從来初代義右衛門義泰についてほとんど知られることがなかったので、ここに明らかにしておきたい。さらに義泰の一生を通して、住友家における一奉公人の姿を見てみよう。

一 浅草米店支配人就任の経緯

広瀬義右衛門は、寛政十年（一七九八）、尾張藩領美濃国安八郡神戸村（現岐阜県安八郡神戸町）で広瀬勇吉の次男として生まれた。⁽²⁾ 幼名を金助、通称を義右衛門、のち金助、諱を義泰と称した。泉屋へ奉公した経緯は明らかでないが、嘉永元年（一八四八）十二月、別家を申付けられたときの請書（別家定式証文）に、「従幼年、御養育被成下、御奉公相勤候処」とあるから、まぎれもない子飼いの奉公人であった。

天保九年（一八三八）四一歳のころには、すでに別子銅山吹方元締役に昇進しており、西条藩領新居郡金子村（現愛媛県新居浜市久保田町）で妻為（川之江町の医者三宅道叔の長女、当年三十六歳）⁽⁵⁾とともに暮らしていた。また別子銅山での同僚

には、鋪方元締役北脇治右衛門百禄（宰平の叔父）がいた。⁽⁶⁾ 別子銅山における元締役というのは、支配人・副支配人に次ぐ重職であり⁽⁷⁾、義右衛門は天保十一年四月、精勤を認められて紋付帷子を受領した。⁽⁸⁾

その後天保十三年七月十一日、江戸浅草米店において副支配人猶次郎の支配人昇格があり、これを機会に別子銅山でも、「追々繰上ヶ被仰付候ハ、大ニ都合も可宜哉」⁽⁹⁾ ということで、七月十八日治右衛門が、一足早く別子銅山副支配人に昇格してしまった。⁽¹⁰⁾ 同僚であった義右衛門には、七月二十日本店からの、治右衛門と「大体同格之者ニ付、少々規模付候」との配慮によつて、銀三枚（二二九匁）⁽¹¹⁾ が下付されたのみであつた。

ところが、翌天保十四年二月十五日、突然大坂の本店から呼び出され⁽¹²⁾、同月二十二日江戸浅草米店支配人への転役を命じられた。⁽¹³⁾ 泉屋部内での浅草米店支配人の地位は、本店・別子銅山支配人に次ぎ、江戸中橋店（両替業）支配人とは同格、長崎店（精銅販売業）支配人よりは上位であつた。⁽¹⁴⁾ それゆえ別子銅山元締役から浅草米店支配人への転役は昇格を意味していた。本店とすれば、同僚の治右衛門との釣合いを考慮しての人事であつたのであろうが、それでは何故に職種が全く異なり、しかも専門的知識の必要な札差業の支配人としたのであろうか、少し立入つて見てみよう。

当時の浅草米店支配人は清兵衛であつたが、これは暫定的処置であつた。すなわち、前年の天保十三年七月十一日、すでに支配人には、副役の猶次郎が、清兵衛の後任に決定していた。⁽¹⁵⁾ この猶次郎が甚左衛門を襲名しないうちに、同年十月九日急死してしまつた。⁽¹⁶⁾ 後任と目される仁兵衛も、十一月十六日、ようやく「吟味方・対談方并ニ内外取締」になつたばかりで、⁽¹⁷⁾ 浅草店内部に適当な人材が見つからず、清兵衛がそのまま支配人を勤めることになつた。

後任がなかなか決まらなかつたのは、支配人職務規定があり、誰でも良いというわけにはいかなかつたからである。宝暦十年（一七六〇）の「分与別家式」⁽¹⁸⁾（草案）の中から該当部分を次に掲載しよう。

勿論、米相場高下ニ依り損益有之店ニ而、支配人才不才ニも不拘候、遠国出店ニおるて大金銀致取引候事故、實義分明ニ而儉約を守り、勘定明白ニ相立候者を上功ニ可相定候事（傍点筆者）

内容を補つて要約すると、浅草米店は、旗本・御家人ら藏米取（札旦那という）の俸禄米受取と販売を代行する札差であるから、米相場の変動によつて損益が左右される。それゆえ、支配人の商才はこの際問題としない。但し遠国出店である浅草米店は、札旦那と莫大な金融取引きを行なうので、実直で儉約を守り、勘定を明白にできる者を、功が上のものと定めるというものであつた。

この職務規定は、実直經營を旨とする住友の經營方針を端的に物語つてゐる。本来なら、浅草米店支配人には札差業で経験を積み、右の職務条件を満たす者が最適なのであらうが、前述したように浅草店内部に適當な人材が見つからなかつた。

こうして浅草米店の支配人には、別子銅山元締役として精勤していた義右衛門が、その実直勤勉さゆえに管理職としての評価を受けて抜擢されたのである。このようなことを反映して、天保十四年二月二十二日の直書（辞令）には、次のように記されてい⁽²⁰⁾た。

義右衛門

浅草支配役

但清兵衛義、先達而休息申付候ニ付、跡引請万端入念可相勤候、専一御札旦那様方貸付証文類大切ニ預り、金銀出入心付、業用之外猥ニ取替等致間敷、仮令別家たり共、本家へ不相届、決而取替不相成候間、其段堅相守り、諸事中橋頭役并ニ茂右衛門^{（別家札差）}・平右衛門^{（別家札差）}・仁兵衛^{（副支配人）}談合取計可致、別而六ヶ敷時節柄、精々致陥約致^{（衍）}、此上共諸入

目減少致候様心掛、年々本家へ貢金差登候様可取計、尤不案内之儀も可在之候間、暫手馴候迄、是迄之通表用
ハ清兵衛相勤、内間勘定向ハ、着後其元引請相勤、追々手馴候上、名前引次可被致事（傍点筆者）

これを要約すると、前支配人清兵衛には「休息」（退任）の辞令を出しているから、あとを引継いで入念に勤務すること、一旦那貸付証文を大切に預かり、金銀出入に留意し、業用のほかは取替（立替）金を融通してはいけない。たとえ別家への取替であっても、必ず本店へ届けたうえで行なうように。また諸事は、中橋出店の支配人や同業の別家および部下の仁兵衛と相談すること、僕約を守り、本店への貢金に心がけること、などであった。

これらは、浅草米店の支配人に任命されたものが、いつも申渡されることであったが、この辞令で注目したいのは傍点を付した部分である。初めは不案内のこともあるうから、慣れるまではしばらく、表向の用事は清兵衛に任せて、着任早々は内向きの勘定を引受け、おいおい慣れたら甚左衛門を襲名しなさいといつてている。すなわち本店は、義右衛門が札差業に慣れることを十分承知のうえで、彼を登用したのである。

天保十四年三月十一日、義右衛門は仕度金五〇両を借用⁽²¹⁾し、妻の為を予州に残して单身江戸へ向った。当年四五歳であった。そして仕事にもようやく慣れた五月、甚左衛門を襲名し、これを猿屋町会所（札差の統制と融資を行なった役所）や関係役所に届け出て、名実ともに支配人となつたが、当時の札差業は、天保改革の一環として、札差からの借財に困窮する蔵米取を救済するため、「天保の無利息年賦返済令」が発布される直前であった。札差は経営の存亡をかけて幕府と最後の交渉に努力していたが、ついに甚左衛門襲名後間もなく、天保十四年十二月十四日、右の法令は発布されてしまうのである。

二 支配人時代の義右衛門

浅草米店の支配人義右衛門が行なつた経営を分析するにあたつて、札差資本とはどういうものであったかを、まず明らかにしなければならない。それについては、義右衛門が支配人在勤中、本店への決算報告として作成した「金銀請⁽²³⁾払精帳」の控があるので、これをまとめた第2表と第3—1・2表を次に示そう（原史料では、資産計算は金表示、損益計算は銀表示であるが、原史料の金銀換算率一両＝六〇日によつて、すべて両に換算した。）。

(1) 札差資本について

| 14年 | | 弘化元年 | |
|-------------------|---|-------------------|---|
| 両 | % | 両 | % |
| 46,297.52(64.62) | | 49,483.65(68.02) | |
| 5,836.50(8.15) | | 5,221.50(7.18) | |
| 5,287.04(7.38) | | 5,279.25(7.26) | |
| 11,731.61(16.38) | | 11,733.15(16.13) | |
| 251.39(0.35) | | 272.11(0.37) | |
| 69,404.06(96.88) | | 71,989.66(98.96) | |
| 28.45(0.04) | | 79.69(0.11) | |
| 2,208.52(3.08) | | 677.24(0.93) | |
| 2,236.97(3.12) | | 756.93(1.04) | |
| 71,641.03(100.00) | | 72,746.59(100.00) | |
| 5,661.60(7.90) | | 7,434.08(10.22) | |
| 65,979.43(92.10) | | 65,312.51(89.78) | |
| 71,641.03(100.00) | | 72,746.59(100.00) | |
| 42,500.00 | | 42,500.00 | |

- ①札差資本は、札旦那貸付金に代表される貸付資本である。これは第2表にあるように、全資産の九〇%以上が貸付金であったことから判明する。それ故その収益は、第3—1表にあるように、札旦那貸付金の利息である「三季利」と、取替金など諸方への貸付利息である「万利」によつて、全収益の九〇%以上を占めていた。
- ②この利息収入の大きさに比べて、札差本来の収入ともいえる、俸禄米の受取りや販売に際しての手数料である「札差料」（100俵につき金三分）や、正米取引の利益である「米利」は案外少なく、正米取引は「米損」と欠損になることもあつた。また貸付元金の

第2表 浅草米店の資産

| 勘定科目 | | 天保11年 | 12年 | 13年 | |
|------|-------------|--|--|--|--|
| 資産 | 貸付 | 札旦那貸付金 取替 年賦帳 永代帳 頬母子帳 | 両 % 45,153.29(61.95) 6,072.58(8.33) 3,728.21(5.12) 11,476.61(15.74) 381.03(0.52) | 両 % 45,325.43(62.71) 5,182.31(7.17) 4,766.16(6.59) 11,612.57(16.07) 439.61(0.61) | 両 % 47,111.85(65.32) 5,895.50(8.17) 4,713.66(6.54) 11,612.20(16.10) 447.57(0.62) |
| | 小計 | | 66,811.72(91.66) | 67,326.08(93.15) | |
| | 現有資産 | 米有物 金銀錢 | 151.25(0.21) 5,922.13(8.13) | 119.18(0.16) 4,832.25(6.69) | |
| | | 小計 | 6,073.38(8.34) | 4,951.43(6.85) | |
| | | 総計 | 72,885.10(100.00) | 72,277.51(100.00) | |
| 負債 | 預かり金 純資産 | 11,812.65(16.21) 61,072.45(83.79) | 6,719.20(9.30) 65,558.31(90.70) | 5,183.40(7.10) 66,940.07(92.90) | |
| | 総計 | 72,885.10(100.00) | 72,277.51(100.00) | 72,123.47(100.00) | |
| | 積金(簿外資産) | 40,000 | 40,000.00 | 40,000.00 | |
| 勘定科目 | | 弘化2年 | 3年 | 4年 | |
| 資産 | 貸付 | 札旦那貸付金 取替 年賦帳 永代帳 頬母子帳 | 両 % 52,292.76(68.49) 6,026.50(7.89) 4,930.93(6.46) 11,734.03(15.37) 276.11(0.36) | 両 % 54,469.22(69.05) 5,801.50(7.35) 5,215.94(6.61) 11,734.03(14.87) 339.74(0.43) | 両 % 53,357.85(67.44) 5,474.31(6.92) 5,230.53(6.61) 11,734.03(14.83) 374.06(0.47) |
| | 小計 | | 75,260.33(98.57) | 77,560.43(98.31) | |
| | 現有資産 | 米有物 金銀錢 | 336.33(0.44) 759.13(0.99) | 178.52(0.23) 1,148.36(1.46) | |
| | | 小計 | 1,095.46(1.43) | 1,326.88(1.69) | |
| | | 総計 | 76,355.79(100.00) | 78,887.31(100.00) | |
| 負債 | 預かり金 純資産 | 11,307.64(14.33) 65,048.15(85.67) | 13,939.71(17.67) 64,947.60(82.33) | 14,149.57(17.88) 64,975.99(82.12) | |
| | 総計 | 76,355.79(100.00) | 78,887.31(100.00) | 79,125.56(100.00) | |
| | 積金(簿外資産) | 42,500.00 | 42,500.00 | 42,500.00 | |

回収も、「中入」に見られるようにわずかであった。

③それゆえ、新たな札旦那貸付金は、「三季利」などの利息収入によつて補給されていた。このため札旦那貸付金が、棄損や無利息になると、たとえ元金が年賦返済として保証されようとも、たちまち札差経営は新規貸付金に欠乏し、甚大な被害をうけてしまうのである。

④札差資本は、従来高利貸資本と規定されていたが、第4表札差の金利と、第5表現在の金融機関の金利とを比較すると、札差の金利は、現在の都市銀行や相互銀行の金利とほぼ同じで、特に高利とはいえない。札差がこのような金利で莫大な収益をあげることができたのは、第2表にあるように、他所預かり金ではない自己資金(純資産)を相当蓄積していたこと、また取引先である旗本・御家人ら蔵米取(札旦那)が、家計を支えるためにはどうしても札差から⁽²⁴⁾の金融を必要としたので、俸禄米を担保に恒常的利息が確保できたからである。

以上のことを理解したうえで、天保の無利息年賦返済令によつて、天保十四年以前の札旦那貸付金すべて

(天保11年～嘉永元年)

| 14年 | 弘化元年 |
|-------------------------|-----------------------|
| 両 % 3,070.14(85.29) | 両 % 376.32(41.84) |
| 232.01(6.44) | 234.60(26.09) |
| 150.03(4.17) | 145.76(16.21) |
| 87.29(2.42) | 71.79(7.98) |
| 49.96(1.39) | 49.58(5.51) |
| 10.36(0.29) | 21.33(2.37) |
| 3,600.39(100.00) | 899.38(100.00) |
| | |
| 40.54(2.15) | 31.28(2.02) |
| 424.63(22.47) | 363.73(23.55) |
| 1,424.36(75.38) | 999.79(64.72) |
| | 150.00(9.71) |
| 1,889.53(100.00) | 1,544.80(100.00) |
| | |
| 1,710.86 | ▲ 645.42 |
| 3,600.39 | 899.38 |

| 嘉永元年 |
|-------------------------|
| 両 % 1,549.06(76.46) |
| 182.54(9.01) |
| 161.58(7.98) |
| 78.23(3.86) |
| 54.57(2.69) |
| |
| 2,025.98(100.00) |
| |
| 20.35(1.00) |
| 35.70(1.75) |
| 850.26(41.66) |
| 1,134.85(55.59) |
| |
| 2,041.16(100.00) |
| |
| ▲ 15.18 |
| 2,025.98 |

第3-1表 浅草米店の損益

| 勘定科目 | | 天保11年 | 12年 | 13年 |
|------|------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 収益 | 三季利 | 両 % 2,710.83(70.43) | 両 % 3,261.49(85.64) | 両 % 2,564.38(82.20) |
| | 万利 | 927.25(24.09) | 274.43(7.21) | 290.69(9.32) |
| | 札差料 | 114.15(2.97) | 137.51(3.61) | 140.75(4.51) |
| | 中入 | 40.38(1.05) | 54.12(1.42) | 68.62(2.20) |
| | 店賃 | 56.32(1.40) | 56.12(1.47) | 50.94(1.63) |
| | 米利 | | 24.61(0.65) | 4.21(0.14) |
| 計 | | 3,848.93(100.00) | 3,808.28(100.00) | 3,119.59(100.00) |
| 費用 | 米損 | 8.40(0.44) | | |
| | 町入用 | 32.19(1.67) | 39.20(2.23) | 37.41(2.57) |
| | 利払 | 760.96(39.54) | 570.79(32.42) | 391.37(26.92) |
| | 台所入用 | 1,122.99(58.35) | 1,150.63(65.35) | 1,024.78(70.51) |
| | 公用 | | | |
| | 小計 | 1,924.54(100.00) | 1,760.62(100.00) | 1,453.56(100.00) |
| 用 | 突合残金 | | 0.10 | |
| | 当期純益 | 1,924.39 | 2,047.56 | 1,666.03 |
| | 計 | 3,848.93 | 3,808.28 | 3,119.59 |
| 勘定科目 | | 弘化2年 | 3年 | 4年 |
| 収益 | 三季利 | 両 % 835.78(60.51) | 両 % 1,296.07(78.93) | 両 % 1,482.47(78.33) |
| | 万利 | 240.88(17.44) | 60.57(3.69) | 133.67(7.06) |
| | 札差料 | 150.48(10.89) | 153.79(9.36) | 159.02(8.40) |
| | 中入 | 76.13(5.51) | 72.61(4.42) | 63.04(3.33) |
| | 店賃 | 49.25(3.57) | 59.12(3.60) | 54.57(2.88) |
| | 米利 | 28.72(2.08) | | |
| 計 | | 1,381.24(100.00) | 1,642.16(100.00) | 1,892.77(100.00) |
| 費用 | 米損 | | 19.51(1.13) | 27.55(1.50) |
| | 町入用 | 32.93(2.03) | 31.08(1.81) | 31.06(1.69) |
| | 利払 | 511.40(31.52) | 659.92(38.37) | 800.33(43.60) |
| | 台所入用 | 931.66(57.41) | 1,009.19(58.69) | 976.74(53.21) |
| | 公用 | 146.67(9.04) | | |
| | 小計 | 1,622.66(100.00) | 1,719.70(100.00) | 1,835.68(100.00) |
| 用 | 突合残金 | | 0.08 | 0.02 |
| | 当期純益 | ▲ 241.42 | ▲ 77.62 | 57.07 |
| 計 | | 1,381.24 | 1,642.16 | 1,892.77 |

註) 嘉永元年は「東都両店繁要識」(嘉永2年)による。

が原則として、無利息二〇年賦とされた影響を見てみよう。

(2) 経営の悪化

義右衛門が支配人に就任した天保十四年の収益は、第3-1表にあるように三、六〇〇両余で、このうち三季利が八五・二九%の三、〇七〇両余を占めており、天保十一年以来順調であった。ところが翌弘化元年（一八四四）には、無利息年賦返済令の影響によって、天保十四年以前の札旦那貸付金四万六、二九七両余がすべて無利息とされたので、三季利が新規札旦那貸付金三、一八六両余の利息収入のみとなり、それも実際に取入れたのは三七六両余でしかなかつた。前年の三季利に比べると、実に八分の一の減収であった（第2図参照）。

一方、無利息とされた札旦那貸付金四万六、二九七両余の元金は、原則として二〇年賦の返済が保証されていたので、弘化元年以降も資産として計上されている。しかし第6表にあるように、天保後期には既に五〇%以上が年賦貸となつており、これが天保十四年の無利息年賦返済令によつて、実に九七・〇三%までが、二〇年賦の返済とされてしまつた。かりに二〇年賦となつた貸付金四万四、九二四

第4表 札差の金利

| 年 次 | 年 利 | 備 考 |
|----------------|----------|-----------|
| 享保9年以前 | 20%かそれ以上 | 株仲間結成以前 |
| 〃 9年～寛延2年 | 15% | 株仲間結成 |
| 寛延2年～寛政元年9月 | 18% | |
| 寛政元年9月～天保13年8月 | 12% | 寛政の棄損令 |
| 天保13年8月～明治元年 | 10% | 札差の自主的利下げ |

註) 享保9年～寛延2年の時期は年利20%だったときもある。

出典)『幸田成友著作集』第1巻31～54頁

第3-2表 浅草米店の利益金処分

| 勘定科目 | 天保11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 弘化元年 |
|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 当季純益 | 両 1,924.39 | 両 2,047.56 | 両 1,666.03 | 両 1,710.86 | 両 ▲ 645.42 |
| 大坂為登 | 2,341.18 | ▲ 2,438.29 | 284.63 | 2,671.50 | 21.50 |
| 本店送金後純益 | ▲ 416.79 | 4,485.85 | 1,381.40 | ▲ 960.64 | ▲ 666.92 |

兩余が、確実に返済されたとすると、毎年二、二〇〇両ほどの元金が回収できたはずであるが、實際は第3-1表の中入(元金の一部返済高)に見られるように、年一〇〇両にも満たなかつた。

このため弘化元年の浅草米店収益は、わずか八九九両余となり、これから諸費用を引去ると、純益どころか六四五両という大幅な欠損を出すに至つた。

法令発布以前は、年間一、六〇〇両から二、〇〇〇両台の純益を計上していたので、かなりの大坂為登

(本店送金)が可能であったが、それ以後は第3-2表にあるように二〇両余の送金に留まつた。

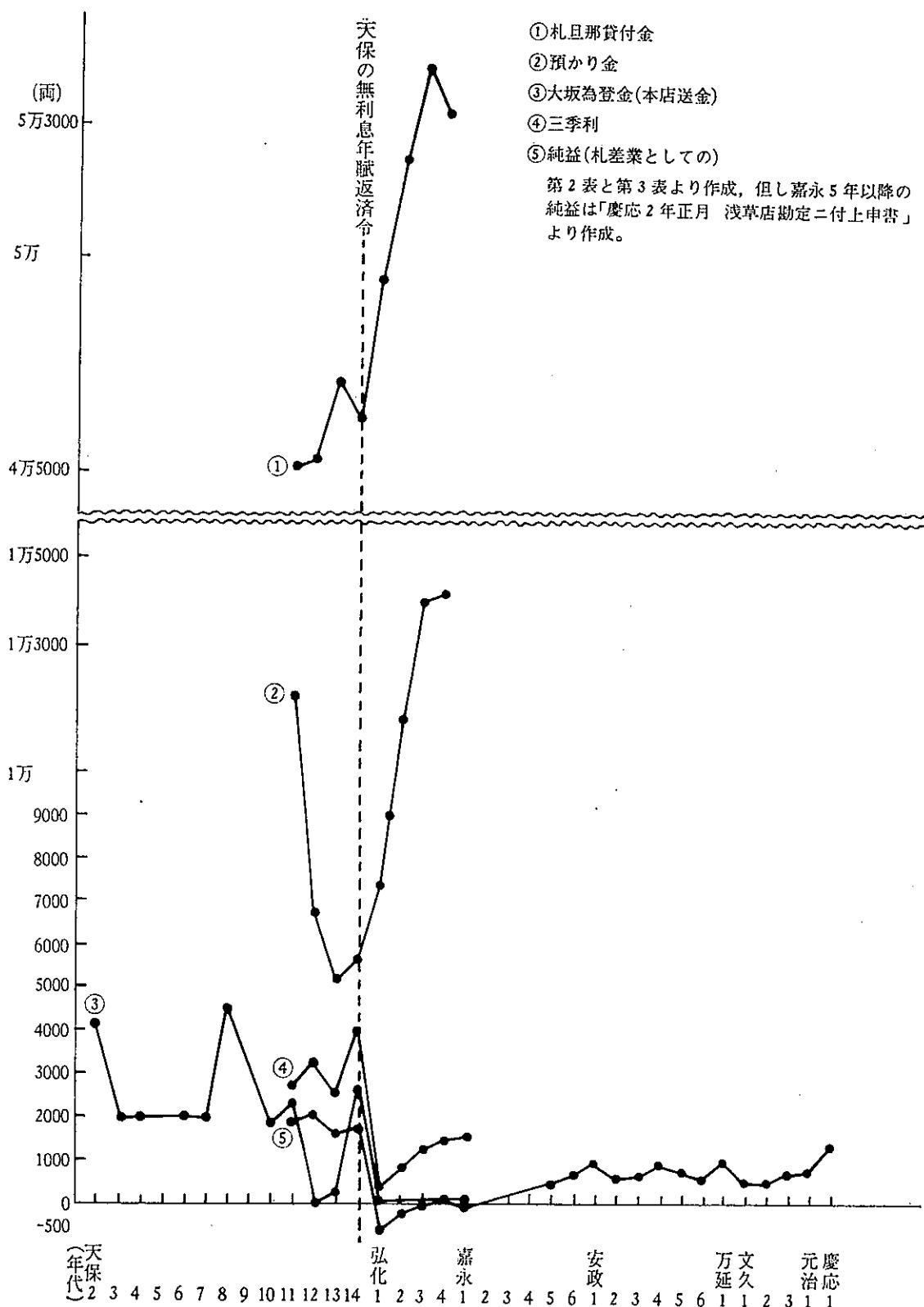
また右の法令によつて、別家札差泉屋茂右衛門は休店を余儀なくされ、弘化元年二月十八日から浅草店へ同居して、営業をほそぼそとはじめることになつたが、もう一つの別家で清水家札差の泉屋平右衛門は、閉店することになり、その負債四、九八六両余は、浅草店が肩代りすることになつた。⁽²⁶⁾

このような札差の經營悪化に対し、幕府は、その後の札旦那金融を確保するために、天保十四年十二月二十二日、幕府公金二万両(年利五%)と勘定所御用達商人らの醵出金二万両(年利六%)、合計四万両を猿屋町会所を通して札差に融資したが、浅草米店の割当額はわずかに五

第5表 各金融機関の個人ローンの金利(昭和57年度)

| 金融機関 | 年利 |
|---------------|---------|
| 都 市 銀 行 | 13%前後 |
| 相 互 銀 行 | 10~18% |
| 外 資 系 金 融 会 社 | 36~48% |
| 大 手 サ ラ 金 4社 | 40%台 |
| 中 小 サ ラ 金 販 | 40~100% |
| 中 信 | 27~34% |
| ク レ ジ ッ ト | 20%前後 |
| ス ピ パ ー な ど | 27~36% |

出典)毎日新聞(昭和57年7月15日、大阪版)



第2図 浅草米店の営業成績

拙稿「天保の無利息年賦返済令と札差」(『国史学』第116・117合併号) p. 61 より転載

第6表 札旦那貸付金の推移（天保11年～弘化4年）

| 種類 | 天保11年 | 12年 | 13年 | 14年 |
|----|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 当用 | 両 % 20,521.53(45.45) | 両 % 21,078.65(46.51) | 両 % 22,383.88(47.51) | 両 % 1,373.12(2.97) |
| 年賦 | 両 % 24,631.75(54.55) | 両 % 24,246.79(53.49) | 両 % 24,727.97(52.49) | 両 % 44,924.40(97.03) |
| 計 | 45,153.28(100.00) | 45,325.44(100.00) | 47,111.85(100.00) | 46,297.52(100.00) |

| 種類 | 弘化元年 | 2年 | 3年 | 4年 |
|----|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 当用 | 両 % 6,094.41(12.32) | 両 % 10,421.66(19.93) | 両 % 14,064.30(25.82) | 両 % 14,397.97(26.98) |
| 年賦 | 両 % 43,389.24(87.68) | 両 % 41,871.10(80.07) | 両 % 40,404.92(74.18) | 両 % 38,956.13(73.01) |
| 計 | 49,483.65(100.00) | 52,292.76(100.00) | 54,469.22(100.00) | 53,357.85(100.00) |

出典) 第2表に同じ。弘化4年は利不足3両75を含む。

九三両余⁽²⁷⁾で、全く焼石に水の状態であった。

大坂本店でも浅草米店の経営悪化を心配しており、たまたま弘化元年正月二十九日、法令発布後の善後処置を相談するために、浅草米店の前支配人で、予州別家の清兵衛が登坂してき⁽²⁸⁾たので、検討の結果、二、〇〇〇両⁽²⁹⁾を無利息で融資することにした。

(3) 経営の回復

浅草米店においては、支配人義右衛門の指揮のもとに、経営の回復策を図っているが、それがどんなに困難なことであったか、その一端は弘化三年閏五月の「札旦那貸付金利上げ願書」⁽³⁰⁾の一節によつて窺い知れるので、次にこれを要約して述べることにしたい。

天保の無利息年賦返済令発布以前は、新古貸付金とも利息が付いていたので、この利潤を札旦那貸付金に廻していた。ところが、御用立金が残らず無利息となつたので、札旦那貸付金が補給できなくなつてしまつた。それにも加えて、身内の扶助入用などによつて貸付元金が減る一方なので、ますますその後の利息収入は覚束なく、日増しに資金は逼迫している。そこで欠乏した札旦那貸付金を他所からの借入金によつて補い、御用立を続けてきたが、昨今の借り入れ利率は年利一二%あるいは一〇%で、それ以下で

は貸してくれない。仕方なくこの利率で借入れて、札旦那へ貸付けても、その利率は年利一〇%で、全く利息収入はなく、誰彼の区別もなく札旦那の入用のたびに、他所から借入れるわけにはいかない。また札差への融資機関である猿屋町会所から低利(年利五%)の融資を受けようと思うが、希望者が多くて、望みどおりの融資も受けられず、日々ますます逼迫している状況である。

このような資金閉塞の状況にあって、義右衛門は非常用の備金である「積金」四万二、五〇〇両を取崩すことなく、次のような経営立直し策を講じた(これについては、第2表・第3—1・2表と第2図を併せて見ていただきたい)。

1 他所預かり金の増加 札差資本は貸付資本そのものであるから、弘化元年以降の新規札旦那貸付金を増加させると、確実に年利一〇%の三季利を得ることができた。そのため第2表にあるように、他所からの預かり金を増加してこれにあてた。

2 低利な他所預かり金の借入れ 他所預かり金を借入れるのに際して、札旦那貸付利率の年利一〇%よりも低利でなくては収益とならない。そこで弘化四年の預かり先と借入れ利率を見ると、総預かり金一万四、一四九両余は、本店から五、〇七八両余(無利息または年利六・四~七・二%)、商人から二、一三二両余(年利一・五~七・二%)、猿屋町会所から二、〇〇四両余(年利五%)、別家・手代から一、五一五両(年利三~八・四%)、武家から八五〇両余(無利息または年利六%)、町年寄役所から五七一両(年利八%または一〇%)、清涼寺から三七六両(年利三%または一〇%)、その他から一、六二一両となっており、大体年利一〇%以下の低利で借入れるよう努力していることが窺える。そして預かり先の多くは、資金閉塞の状況を反映して、本店や別家・手代などの身内から融通してもらつており、両者を合わせると、総預かり金の四六・五九%を占めていた。なお、希望者が多くて借入れが困難な猿屋町会所からも、二、〇〇四

両余の低利融資金を得るなど、それなりの努力が窺える。

3 不良資産の削減 第2表にある年賦帳・永代帳は不良資産で、弘化元年以降ほぼ横ばい状態に抑制している。また札旦那貸付金中の年賦貸も回収に努め、第6表にあるように、天保十四年には九七・〇三%も占めていたものを、徐々に減額し、弘化四年には七三・〇一%に改善した。

4 費用削減のための僕約 純益を計上するためには、1から3までの収益増加策を講ずる反面、費用の削減を図る必要があった。第3表にあるように、費用の中でも利払いは、他所預かり金の増加によって、年々増える傾向にあるので、専ら費用の大部分を占める台所入用の削減に力を入れた。台所入用の内訳とその割合を弘化四年の例でみると、給料三九%、世帯賄入用（奉公人の食費や厚生費）二五%，寄付寄進入用一四%，業務入用（文房具・備品・通信費など）一三%，接待進物入用（札旦那や関係役所への）九%となり、台所入用のほとんどは、給料・世帯賄入用・業務入用の内部経費にあてられていた。第3-1表にあるように弘化元年には、前年よりも四〇〇両ほど僕約し、その後は一、〇〇〇両前後の出費に抑制した。

こうした経営努力のほかに、弘化三年閏五月、札差一同とともに、札旦那貸付金を年利一二%に利上げしてほしいと出願したが⁽³¹⁾、残念ながらこれは聞届けられず、以後幕末まで年利一〇%に据置かれた。しかし1から4までの努力によつて、弘化元年には六四五両余もあつた欠損を、弘化三年には七七両余まで縮めた。この功績によつて義右衛門は、同年十一月十五日、本店から「融通六ヶ敷候処、出精ニ付」ということで、土佐光孚^{みつたか}筆の「三社之図三幅対」を受領した⁽³²⁾。そして翌弘化四年の決算では、金額としては五七両余ではあるが、純益を計上するまでに経営を回復させ、その後の経営基盤の基礎を築いた（第2図の純益参照）。

三 支配人辞任と「浅草米店在勤中心得書」の作成

弘化四年（一八四七）七月五日、義右衛門は病身を理由に支配人辞任願を提出した。⁽³³⁾これは、五〇歳近い年になつて単身江戸で生活する心細さもあつたであろうが、何よりも経営を一応順調に回復させた安堵感と、副支配人仁兵衛が自分に代わって、十分やつてくれるだろうと判断しての出願であった。

本店とすれば、義右衛門は経営を回復させた有能な人物でもあり、すぐには許可しがたく、ようやく四ヶ月後の十一月八日に至つて出願は聞届けられた。⁽³⁴⁾本店からの辞令には「浅草米店支配役仁兵衛被仰付、先役義右衛門義者、引繼相濟次第、登坂可致旨」⁽³⁵⁾と記されていたので、翌弘化五（嘉永元）年二月、支配人仁兵衛は義右衛門から甚左衛門名⁽³⁶⁾を襲名し、名実ともに支配人となつた。

義右衛門は、いまだ残務整理が終わつていなかつたらしく、七カ月後の同年九月、「浅草米店在勤中心得書」を作成し、すべての引継ぎを済まして帰坂したのは、同年十一月十二日のことであつた。⁽³⁷⁾

義右衛門が帰坂に際して作成した「浅草米店在勤中心得書」は、表題の示すとおり、支配人在勤中の心覚えとして諸書類を筆写したもので、表紙には作成年月と表題、ならびに「義泰」と自署があり、個人的に作成したことと示すために「他見無用」と記してあつた（口絵参照）。これによつて義右衛門が、いかに浅草米店支配人としての責任感をもつて対処していたかがわかるので、煩をいとわず書中の事項標題をそのまま列記して、内容を示そう。

- ①家屋敷譲渡之御届 九代目主人友聞^{ともひろ}の家督相続に際して、文化八年（一八一）江戸抱屋敷の譲渡相続を代官所、そのほかへ届け出た書類の写

②天保十三寅年五月、名主内藤伊藏殿江之書上　　泉屋甚左衛門店（浅草米店）所持抱屋敷の場所・面積・家守・店賃などを、町名主内藤氏へ届け出た書類の写

③住友家御先祖由来書　　天正十九年（一五九二）銅商売を始めてから、元文二年（一七三七）ごろまでの業体に関する書類で、元文二年八月書上げたものの写

④親類書　　三代目主人友信から見た先祖・親類書上の写

⑤住友先祖書　　前掲③と④を合わせた内容

⑥友芳親類書　　正徳五年（一七一五）十一月、四代目主人友芳が、泉屋の銅商売の来歴と一族について、銀吹方御用掛へ提出した書類の抜萃

⑦書附ヲ以御頼申上候　　天保十四年五月、義右衛門が泉屋甚左衛門を襲名したときの関係書類（「引替諸用記」）の写

⑧御蔵前札差名前　　嘉永元年九月当時の札差一〇一名の名前書上

⑨浅草寺十人衆名前

⑩浅草米店勘定帳惣縮　　天保十一年から弘化四年までの「浅草米店金銀請払精帳」（一年の総決算簿）の写

⑪弘化二巳年^{水田安家}平右衛門御館^{清水}押借金、年々元御札旦那様方年賦取上ヲ以、上納差引覚　無利息年賦返済令の影響で閉店した、別家札差泉屋平右衛門店の借財返済仕法書

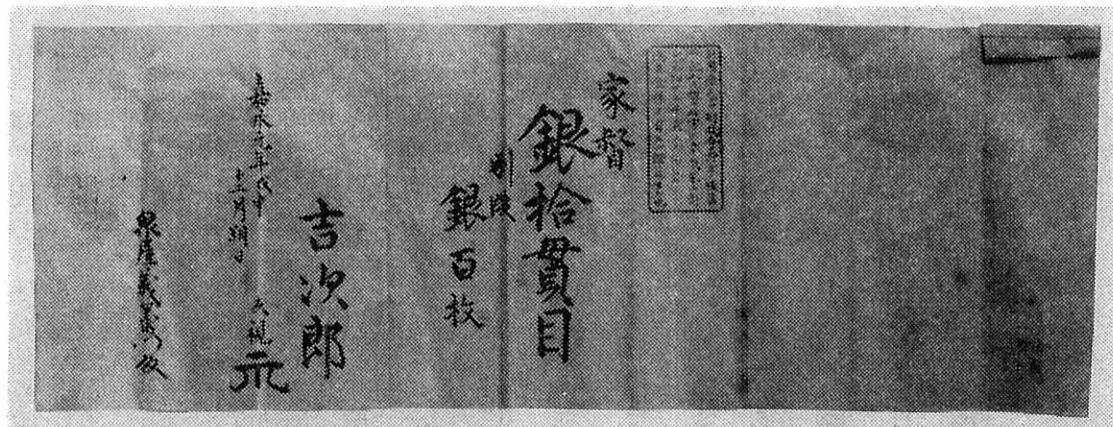
以上、一一点の内容は、二つに分類される。一つは、①から⑩までの住友家の系譜や家業に関する書類の写、いま一つは、⑪からの札差業に関する書類の写である。前者は支配人として、主人の代替りや新規札旦那を引

受ける際、身元を明らかにするために知つておく必要があった。また、中橋店が諸家の掛屋を引受ける際の保証人となる場合があつたので、これについても必要な知識であつた。後者は直接札差業に関する内容で、支配人として当然熟知しておく必要があつた。

このように義右衛門は浅草米店在勤中、札差業の支配人として知つておくべき知識の吸収に努めたのであるが、帰坂に際して残務整理をしながら、わざわざこの書をまとめたのは、おそらく本店へ報告するための心覚えとするつもりだったのであらう。そう解釈すると、書きまとめた時期が帰坂の二カ月前であること、また在勤中の経営帳簿である「浅草米店金銀請払精帳」の写、別家札差泉屋平右衛門の借財返済仕法書など、その記した意図が理解できる。

四 予州別家への編入

嘉永元年（一八四八）十一月十二日帰坂した義右衛門は、大坂本店へ帰坂の挨拶と在勤中の報告を行なつた。⁽³⁸⁾ この結果、同年十二月一日、浅草米店の經營を立直した功績によつて、元締別家老分末席に加えられ、家督銀（退職金）として一〇貫目、別段銀一〇〇枚（銀四貫三〇〇目）、合計一四貫三〇〇目（金一両銀六〇匁替として二三八両余）を受領した。⁽³⁹⁾ これに対して義右衛門は請書を提出したが、これは別家に加えられたものが必ず提出する請書で、宝暦十年（一七六〇）十二月に定められた「分与別家式」にあるような一定の様式が決まつている。ここではかりにこれを「別家定式証文」と名付けておこう。次に掲げるのは、義右衛門の請書である。⁽⁴⁰⁾



家督銀目録（廣瀬家寄贈）

従幼年御養育被成下、御奉公相勤候処、此度休息被為仰付、御屋号被下御
末家被為仰付、為家督銀拾貫目外ニ銀百枚被下之、其上結構被成下難有仕合
奉存候、然上者渡世無油断相勤、少も御苦勞相掛申間敷候

一 御主人様江相障候家業仕間敷候、勿論御差図請渡世相當、毎年御改請可申候
事

一 永々申伝、対 御主人様江、不辱之儀為致中間敷候、勿論御家法万端、為相
背申間鋪事

一 縁辺之儀、請御差図可申候、子孫永々至迄、親類他家共養子取遣、御主人
様江相届、請御差図候事

一 御本家万一御身上相衰、私身分繁榮仕候ハ、隨身出情御本家江助力可相勤

候、子孫ニ至迄、此心得永々相守可申事

一家業并ニ就私用、他出仕候節者御本家江相届ケ、請御差図可申候事
右之通、子孫永々急度相守可申候、為後日仍而如件

御末家
泉屋義右衛門印

嘉永元申十二月

住友吉次郎様

以上を要約すると次のようになる。

第一条 家号・家督銀を拝領し、別家（末家）⁽⁴¹⁾を申付けられたうえは、油断なく勤め迷惑をおかけ致しません。

第二条 御主人に支障のある業種を家業と致しません。家業を営むときは差図をうけ、毎年改めをうけます。

第三条 永く子々孫々に申し伝え、御主人に対しても不埒なことをさせないようにします。もちろん家法に対しても背かせないようになります。

第四条 婚姻や養子縁組については、子々孫々に至るまで、御主人（本店）へ届け出てその差図をうけます。

第五条 万一御本家（本店）の家業が衰え、私の家業が繁榮するようなことになれば、御本家への助力に努力致します。この心得は子々孫々に至るまで守ります。

第六条 家業や私用について他出するときは、届け出てその差図をうけます。

このように別家は、屋号と家督銀の受領という恩典を受け、その身分は子々孫々に至るまで保証されていたから、右の約束も同様に守らなければならなかつた。

本来なら義右衛門も、ほかの別家と同じように泉屋の屋号をもつて、新規家業を営むはずであったが、嘉永元年十二月、病身や商売に不慣れを理由に、予州別子銅山付近に隠居したいと出願し、許可された。⁽⁴²⁾ その際、受領した家督銀一四貫三〇〇目を本店へ預金し、利息を受取りたいこと、また浅草米店在勤中の借財（個人借財であろう）三二貫目を、年六〇〇目ずつ返済（約五三・三年賦）したいことを併願し、聞き届けられた。⁽⁴³⁾ こうして義右衛門は、同年十二月十三日予州へ下向し⁽⁴⁴⁾、以後予州元締別家として、西条藩領新居郡金子村で妻の為と、再び暮すことになった。当年五〇歳であつた。

五 予州別家時代の義右衛門

義右衛門は、別子銅山在勤中から金子村周辺の田畠を購入しており、別家となつて予州へ下つたころには、かなりの富農でもあつた。⁽⁴⁵⁾ 嘉永二年（一八四九）六月、老年に及び、実子もなく家業を勤めがたいので、親類と相談の結果、近隣の西条藩領郷村の庄屋運蔵の甥隆次を、養子にしたいと出願し、聞届けられた。⁽⁴⁶⁾

嘉永四年四月十日、一〇代目主人吉次郎友視が別子銅山見分のため、新居浜に到着し、十二日登山ののち、二十八日広瀬家に立寄つた。⁽⁴⁷⁾ 義右衛門は、能代春慶塗の食膳で饗應し、友視は機嫌良く時を過した。これを記念して広瀬家では、以後友視使用の食膳を五節句ごとに床の間へ飾るようになつた。⁽⁴⁸⁾

このように義右衛門は、予州別家の筆頭として、住友家の主人から重んじられていたが、北脇新右衛門（満忠）→後の廣瀬宰平一を養子にする遠因ともなつた。



友視使用の春慶塗食膳（広瀬家寄贈）

安政三年（一八五五）二月、義右衛門五七歳のとき、すでに養子としていた隆次が病身のため、これに代えて別子銅山勘場大払預かりの北脇新右衛門を養子にしたいと出願した。⁽⁴⁹⁾ 義右衛門とすれば、新右衛門は同僚であつた別子銅山支配人治右衛門の甥もあり、別子在勤中にその才能を見抜いていたからであろう。これに対しても主人吉次郎友視の推挙もあり、早速同年四月、願いは聞届けられ、⁽⁵⁰⁾ 新右衛門は妻相子とともに

に広瀬家の夫婦養子となつた。その後安政四年三月、義右衛門は家督を新右衛門に譲り、新右衛門は二代目義右衛門を襲名し、初代義右衛門義泰は金助と称することになつた。⁽⁵¹⁾

義右衛門改め金助義泰は、かねがね隠居したいと思つており、新右衛門を養子に迎えた機会に、安政二年六月、剃髪して義道と称したいと出願して⁽⁵²⁾いたが、聞届けられないまま、文久三年（一八六三）九月、老分格の身分で、新居浜役場日勤として再び勤務を命じられてしまつた。⁽⁵³⁾その挙用理由は次のようなことであつた。⁽⁵⁴⁾

文久三年六月、本店日勤老分今沢卯兵衛が別子銅山の勘定改めとして予州へ下向した際、新居浜役場の現状を視察すると、新居浜役場は別子銅山の日常必需品など諸色を買入れる役場で、特に銅山稼人の飯米の買入れについては、米相場の変動など注意を要する重要な役場であるにも拘わらず、これまでたびたび心得違いの者が出でてきた。この役場は、本来の金銀米取扱い業務のほかに、莫大な買入物業務を行なうので、厳格な勘定をする者がいなければ莫大な損失を蒙るおそれがある。

そこで卯兵衛は、別子銅山の元締役か、あるいは予州別家の者を監視役につけておくと、在勤の手代たちも勝手な振舞ができるだらうと考え、別子銅山支配人清水惣右衛門を介して、金助こと初代義右衛門義泰に「老年に及び大儀ではあるが、勤務してくれないか」と内々に相談をもちかけた。

これに対して金助義泰は、六六歳の高齢もあり断わるつもりであつたが、経営難の折、本店日勤老分からの直々の申出でもあつたので、「御役には立たないながらも、万端努力は致します」とことわりを入れて引受けることになつた。⁽⁵⁵⁾文久三年九月の辞令には次のように記してある。⁽⁵⁶⁾

一 新居浜日勤

老分格金助

右役場者、都而銅山入用物詰仕入所ニ付、夥敷銀米取扱候間、同所日勤被致、(新居浜元締役) 義兵、衛共申談、買入万端無油断心
ヲ附、無益之失費無之様、猶心付候義者、(清水惣右衛門) 支配人江相談可致候

このように金助義泰は、浅草米店支配人の就任理由と同じように、再びその実直さゆえに、管理職としての評価をうけて、新居浜役場へ勤務することになった。

慶応元年（一八六五）七月、金助義泰は新居浜役場に勤めて二年あまり経過していたが、その間の功労を認められて、老分格から老分に昇進した。⁽⁵⁷⁾ 本来老分とは、別子銅山支配人が本店支配人を経験して別家になつたものが就任し、その地位は主人を輔けて、本店支配人の後見役として經營全般を掌握する役職であった。浅草米店支配人を経験して別家となつた金助義泰にとっては、異例の待遇であった。本店がいかに彼を評価していたかがわかるであろう。また、この年九月二十八日、養子二代目義右衛門（宰平）は別子銅山支配人に就任した。⁽⁵⁸⁾

翌慶応二年四月、金助義泰六九歳のとき、長年の疲れからか痰血症（結核）に冒され、痩せ衰えて歩行も困難となつたので、このままでは新居浜役場の職務に支障をきたすとして、辞任願を提出した。その様子を願書では次のように述べている。⁽⁵⁹⁾

当今之時節柄ニ付、乍老人粉骨仕度志願ニ御座候処、去ル四月末之頃る病発仕、痰血之症ニ而、昼夜服薬加養仕候得共、最早極老之身ニ而難治、今以難渢仕居候、追々衰瘦ニおよび、出勤無覚束奉存候間、何卒日勤御免名前御削被仰付被成下候様奉願上候、是迄厚奉蒙御高恩候ニ付、縱令死果候、共聊御用ニ相立申度と存候得共、前条之仕合歩行も難出来、却而奉恐入候間、結構御免被仰付候ハ、安心之上病氣養生可仕候（傍点筆者）

金助義泰は、「縦令死果候共聊御用ニ相立申度」というように、たとえこのまま死にはてようとも、主家の厚恩に報いるために御役に立ちたいと思っていたが、体力は限界に来ていたので、本店もこれを察し、早速辞任願は聞届けられ⁽⁶⁰⁾、自宅で養生することになった。しかしその後の容体は芳しくなく、自らも辞任願にあつたように「極老之身ニ而難治」と悟っていたようである。

翌慶応三年正月五日、金助義泰は、十二代目主人友親⁽⁶¹⁾から年頭の祝義銀と紋付小袖料を受領したが、その礼状を代筆してもらうほど衰弱しており⁽⁶²⁾、ついに二月十一日、養子二代目義右衛門（宰平）の活躍と、その後の住友家ならびに広瀬家の発展を見ることなく没した。享年七〇歳、戒名は広徳院義泰寿晃居士、新居浜の瑞應寺に埋葬された。

当別子銅山支配人として、買請米制度⁽⁶³⁾の復活歎願のため東奔西走していた養子宰平は、この年正月、幕府から聞届けの下知をうけたので、本店へ詳細を報告する準備をしていたが、予定を一時延期し、数日間の喪に服して養父義泰を偲んだ⁽⁶⁴⁾。

むすびにかえて

以上、天保十四年の無利息年賦返済令前後における浅草米店の経営と、この経営窮迫期に支配人となつた広瀬義右衛門義泰の業績について述べてきたが、彼は突然別子銅山元締役から、全く畠違いの札差業の支配人に登用されたにも拘わらず、よく本店の要請に応えて経営を回復させた。これは彼が責任感の強い実直な人物であり、浅草米店の支配人となるや札差業の知識吸収に努めたからであろう。

また一経営部門である浅草米店を通して、近世住友の経営管理がいかに厳密で、人材登用に際して実直な人物を抜

擢していたかがわかる。義右衛門義泰が、再び別子銅山新居浜役場の經營難に際して登用されたのは、浅草米店における実直經營を評価されたからであった。

なお、広瀬宰平が激動期の別子銅山稼行の存続に、縦横の活躍ができたのは、養父義泰が背景にいたからでもあるう。

註

(1) 江戸時代における札差の機能をここに明らかにしておこう。

江戸時代は、石高制社会と呼ばれる米遣いの経済社会で、

武士の財政や家計は農民から徴収される米納年貢によって支えられていた。一方武士の日常生活は、金銀錢三貨併用の貨幣経済社会であつたから、武士は米納年貢を換金する必要があつた。この換金業務のうち、蔵米取（旗本・御家人ら徳川幕臣のうち、その俸禄を米で支給されるもの）の換金業務（俸禄米の受取りと販売）を受けたのが札差で、同時に俸禄米を担保とする金融も行なつた。また地方取（徳川幕臣のうち、その俸禄を知行地で渡されるもの、大体一万石以下で小大名と考えてよい）や諸大名の年貢米の換金業務（販売）を行なつたのが藏元で、その代金の管理と年貢米を担保とす

る金融を行なつたのが掛屋（主に両替商が担当）である。このように札差や藏元・掛屋は、武士の財政や家計を経済的に支えていたのである。

(2) 「浅草米店在勤中心心得書」（広瀬家寄贈文書）、「引替諸用記」（天保十四年義右衛門が甚左衛門を襲名したときの書類）

(3) 「別家其外願書扣」一卷

(4) (6) 天保九年「別子銅山諸役場人別」

(5) 広瀬満正氏の御教示による。

(7) (14) 宝暦十年十二月「分与別家式」

(9) (11) 「諸用御窺控」三拾弐番

(8) (12) (18) (20) (21) 「記録」四卷

(19) 年次の記載はないが、宝暦十年十二月、五代目主人吉左

衛門友昌の弟、理兵衛友俊によって定められた「分与別家

式」の草案である。

(22) (23) (26) (29) 「浅草米店在勤中心得書」

(24) 飯淵敬太郎『日本信用体系前史』(御茶の水書房 昭和
52年復刻)

(25) (28) 「記録」五番

(27) (30) (31) 「浅草米店万控帳」上

(32) (34) (35) 「記録」六番

(33) (40) 「別家其外願書扣」壹番

(36) 弘化五年二月「御名前引替諸控」(仁兵衛が甚左衛門を
襲名したときの書類)

(37) (38) 「記録」七番

(39) 家督銀目録は、家督銀(退職金)をもつて受領者の功労
を表わした目録であり、その一部あるいは全額は本店に預金
され、本店の「利子渡シ方通」によって、その後の出入が記
入されていたが、子孫の代になり、家督銀の出入通がないの
に、家督銀の目録をもつて不正に家督銀の下渡しを請求する
別家があり、本家と別家の間に紛擾が生じる恐れが出てきた。
そこで本店は明治十年二月七日、「此恩金タルヤ、則我会計
方帳簿ニ記入ス、故ニ此書タルヤ我家ニ対シ勤功アルヲ表ス

ル而已ニシテ、後世金権ヲ有スル証ニ非サル也」と通達し、
各別家が所持していた家督銀目録を持参させ、その旨捺印し
て返却した。

(41) 住友家では、江戸時代後期から別家のことを末家とも呼
ぶようになり、明治八年三月の末家制度制定によって、従来
の別家もすべて末家と呼ぶようになった。なお末家制度とは、
従来「分与別家式」で成文化された別家制度を、近代的家制
度に再編したもので、従来の老分別家及びその格の者を一等
末家、元締末家を二等末家、役頭末家それ以下の者を三等末
家にそれぞれ編入し、末家相続、末家席次その他について一
五条にまとめた規則を定めたものである。

(42) (44) (46) 「別家其外願書扣」壹番

(45) 広瀬家文書によると、金子村周辺農民からの「質地証
文」・「小作米差入証文」などがあり、養子二代目義右衛門
(宰平)は、万延元年十月十五日西条藩から、金子庄村屋格に
取立てられている。

(47) (48) 広瀬家寄贈の食膳箱裏書

(49) (52) 「別家其外願書扣」

(53) (55) (57) 安政四年六月「御本家披露状并ニ願書写」(広

(瀬家寄贈文書)

- (54) 文久三年六月「別子銅山改革書類」
- (56) 「御申渡之写」
- (58) 「諸用御窺控」四拾弐番
- (59) (60) 「別家其外願書扣」壹番
- (61) (62) (64) (65) 慶応三年「別子銅山本状控」
- (63) 買請米制度とは、幕府が長崎御用銅に対する銅山振興保護政策として、幕領年貢米を市場相場よりも安価に払下げた制度である。別子の場合元禄十五年から始められ、当初六、〇〇〇石が払下げられたが、寛延二年隣の立川銅山を合併するに際して、従来六、〇〇〇石であった立川分は三、五〇〇石減石されて二、五〇〇石、別子分も二〇〇石減石されて五、八〇〇石となり、合計八、三〇〇石の買請米となつた。その後慶応元年十二月、減石された三、七〇〇石の増石を幕府に出願したが、回答を得られないまま、同月逆に二、二四九石余の減石を申渡され、六、〇五〇石余となつてしまつた。翌慶応二年七月幕府は、長崎御用銅の廃止によつて、同年八月買請米の廃止も通達したが、日勤老分今沢卯兵衛・別子銅山支配人広瀬義右衛門（宰平）の尽力によつて、慶応三年正月、継続が許可された。買請米制度は、明治維新後も新政府によつて引継がれたが、ついに明治四年十一月二十日廃止された。

(付記) 本稿の作成にあたり、資料の提供や助言を頂いた広瀬つぎ子氏・広瀬満直氏に心からお礼申し上げます。
なお住友の札差業一般については、脇田修先生御執筆の『泉屋叢考』第一六輯、天保期の札差業一般については、拙稿「天保の無利息年賦返済令と札差」(『国史学』第一一六・一一七合併号) を御覧ください。